

各少年院視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

令和2年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	帯広少	R3. 1. 22	食事について、在院者から調味料を自由に使いたいとの意見があったので、検討されたい。	しょう油については従前から、こしょう及び一味唐辛子については令和2年度から、それぞれ一人分を小袋に分けて給与しているところであり、引き続き適切な給与に努めたい。
2	帯広少	R3. 2. 18	余暇時間において自由に絵を描くことを禁止する運用を改めていただきたい。	雑記帳を整備して、余暇時間帯に自由に絵を描くことができる運用に改める。
3	帯広少	R3. 2. 18	在院者に対する施設職員の言動等に不適切なものがないよう努めていただきたい。	職員に対し、在院者に対する不適正発言の防止研修、在院者の人権に関する研修、在院者を処遇する際の留意事項等に係る研修を実施してきたところ、今後も、研修等の機会を通じて、在院者に対する適正な言動に留意して勤務することを再認識させたい。
4	帯広少	R3. 2. 18	在院者と保護者等との外部交通に関して、オンラインによる方法を導入されたい。	オンラインによる外部交通については、当院限りで対応することができないことから、頂いた御意見については上級官庁に伝達する。
5	北海少	R3. 2. 3	新型コロナウイルス感染予防対策について、社会状況や感染状況に応じて適切な対応をされたい。	職員、在院者及び来訪者に対しては、体調確認、手指消毒、マスク着用等を徹底するとともに、職員勤務体制の2班体制への分割、パーテーションで執務室を区切り執務室の分散などを行い、在院者に対しては、三密を避けさせるなどの感染防止策も徹底しており、今後も引き続き状況に応じた対応を行っていく。
6	北海少	R2. 12. 14	在院者から運動器具の汚れを指摘する意見があったほか、実際に在院者が原因不明の腹痛や下痢の症状を呈し、保健所の調査・指導を受ける事態が発生していることから、施設の衛生面には今後も一層の配慮をされたい。	運動器具については、新型コロナウイルス感染防止のため、適宜清掃や消毒を行っているところ、目立った汚れは確認できなかったが、今後も、清掃や消毒を継続する。また、保健所の指導を受け、既に調理手順等の見直しを実施しており、今後も衛生面に一層配慮していく。
7	北海少	R2. 12. 14	在院者から、職員の指導方針が統一されていないことについて不満を述べる意見があったことから、矯正教育の原点について職員全体の共通認識として指導されたい。	職員の指導方針の統一については、今後できる限り教育・支援部門会議、寮担任会議や引継ぎのミーティングを実施し、在院者個々の問題性に応じて統一した方針の下、指導を行っていく。
8	北海少	R2. 12. 14	在院者に対して、医学・衛生上の知識を周知されたい。	医務課長が作成した資料を配布して、説明及び周知を行うとともに、必要に応じて診察時に個別に説明した。
9	北海少	R2. 12. 14	在院者の髪は、在院者の希望を参酌して、「オールショート刈り」又は「ショートバック刈り」から選択して行わせることになっている現在の運用について、再検討されたい。	訓令等の規程に基づき調髪を行っているところ、頂いた御意見については上級官庁に伝達する。
10	北海少	R2. 12. 14	在院者が大便をする際、便座を拭くためのウェットティッシュの使用について、口頭で職員に申し立てる慣行があるところ、不必要に在院者に羞恥心を抱かせ、個人の尊厳を傷付けることのないよう配慮されたい。	大便器を使用する際、職員への申告なくウェットティッシュを使用できるように改めた。
11	北海少	R2. 12. 14	今後の課題として、LGBTの在院者に対応できるよう、あらかじめ準備・検討されたい。	法令に従い、人権を尊重し適切な処遇を実施できるよう検討する。
12	北海少	R2. 12. 14	在院者のフルネーム使用について、インターネット社会が広がる中においては、フルネームが知れ渡ることの危険性もあることから、今後も柔軟により良い対応がないか検討を重ねられたい。	在院者を間違えずに特定できるようにすることは必要なため、個々の事情に応じて識別可能な方法を検討する。
13	北海少	R3. 2. 3	在院者の被服について、新入時教育において白色のトレーニングパンツ及びトレーニングシャツを使用しているが、着用させる被服について、他の選択肢がないか再検討されたい。	白色のトレーニングパンツ及びトレーニングシャツは刑務所で製作したものを使用させているが、同年代の者が一般的に使用しているものに近いものを製作できないか、上級官庁に意見を出すこととしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
14	北海少	R2. 12. 14	在院者の食事について、アレルギーについて見逃されることなく対応するとともに、好き嫌いによって在院者の摂取カロリーが不足する状況にならないよう配慮されたい。	在院者については、医務課長が入院時の診察においてアレルギーの確認及び検査を行っている。また、アレルギーのある在院者については、代替食を給与して不足分のカロリーを補っている。好き嫌いを考慮しすぎると集団給食として成り立たない側面はあるが、食育の観点からの指導を行うとともに、在院者に対する嗜好調査を実施するなどして、工夫したメニュー作りを行っている。
15	北海少	R3. 2. 3	カメラ視察室の運用について、想定される事態に対応した規定になっているか、再検討することを推奨する。	北海少年院については、法令等にのっとり、当院の実情に応じた規定となっているか確認を行った。紫明女子学院については、規定がなかったため新たに策定した。
16	北海少	R2. 8. 5	意見・提案箱の設置場所について、在院者による意見・提案箱の利用を妨げる要素が少なくなるよう設置場所等に配慮願いたい。	視察委員会の意見を参考とし、在院者が利用しやすい場所へ変更した。
17	北海少	R3. 3. 10	北海少年院視察委員会の周知について、今後も当視察委員会の存在とその役割について、在院者に対してより一層の周知を図られたい。	新入時教育で説明しているほか、「生活のしおり」に記載するなど全在院者に対して周知を行っていることに加え、今後、視察委員会に相談しながら、より良い方法を検討していく。
18	盛岡少	R3. 2. 24	新型コロナウイルスの流行・まん延に十分な対応をしつつも、本来の目的である在院者の教育・支援活動を行い、在院者の改善更生と社会復帰に向けた業務・運営を行うことを求める。	引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、在院者への再非行・再犯防止に資する矯正教育を更に充実させ、社会貢献活動等を通じて社会復帰に向けた支援を強化・推進していく。
19	東北少	R2. 9. 23	音に対する感覚過敏のある在院者に対する対応（合理的配慮）を検討されたい。	発達障害を有する在院者に対しては、個々の事情に応じて適切に対応しており、特に音に対する感覚過敏の在院者については、ノイズキャンセラー（ヘッドホン）の利用を許可するなどの配慮をしている。
20	東北少	R2. 9. 23	夏季については、夜間も熱中症の危険があることから、日中だけでなく夜間についても、扇風機を稼働させるなどの適切な室温の管理をするよう要望する。	東北少年院においては、夏季については、扇風機は起床時から23時までの稼働を原則とした上で、8月については朝まで扇風機を稼働させているほか、保冷枕の貸与、塩分タブレットや氷菓子の給与を実施するなど熱中症対策を講じている。 青葉女子学園においては、気温25度以上又は湿度60%以上の要件で扇風機を稼働させているほか、夜間については監督当直の判断で朝まで扇風機を稼働させるなど、同様に熱中症対策を講じている。
21	東北少	R2. 9. 23	合同体育の実施について、持久走を行う際に体力の個人差を考慮し、例えば5分間で何周走るかなど、各在院者が自身の目標値を決めて行わせるなど、実施方法について検討されたい。	現在、新型コロナウイルス感染症対策で合同体育は実施していないものの、5分間の持久走を実施する際には、在院者個人の体力面、体調面等を考慮し、目標を決めて実施している。
22	東北少	R2. 11. 20	ドライヤーの利用について、自然乾燥では風邪防止、衛生面からも限界があると思われるので、希望者が利用できるよう要望する。	これまで、青葉女子学園では入浴後に面会がある場合などに限って利用させていたところ、頂いた御意見を踏まえ、ドライヤーの代替になるような速乾性タオルを導入して対応することとした。
23	東北少	R2. 11. 20	図書の購入可能冊数及び差入れ可能冊数を増やすよう要望する。	差入れ及び自弁の図書については、保安上及び矯正教育上の検査を職員が実施しており、現在の検査状況を踏まえると、これ以上増やすことは、職員配置、処遇の公平性の担保等の面から困難であり、備付図書の充実を図っている。
24	東北少	R2. 11. 20	靴等の貸与品について、サイズが合わない場合は速やかに適切なサイズの物に交換するなどの対応をされたい。	規格外のサイズが必要な場合には物品調達に1週間以上掛かることはあるものの、在院者の要望等に応じて、必要なサイズ交換等はおおむね1週間以内に行うなど適切に対応している。
25	東北少	R2. 11. 20	東北少年院において、在院者に日焼け止めの利用を許可できないか検討されたい。	頂いた御意見を踏まえ、今後検討する。
26	東北少	R3. 3. 10	自弁品購入について、貸与品と自弁品が同じ物品になる場合には、事前に在院者に伝えるよう要望する。	結果的に給貸与品と自弁品が同じものになる可能性はあるが、それを事前に在院者に伝えることについては今後検討する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
27	東北少	R3. 3. 10	マスク着用が必要な状況は今後も継続すると思われることから、自弁できるように検討されたい。	現在、医師の判断に基づき自弁によるマスクの使用を許可している在院者もいるが、全員に許可することが相当かは今後検討する。
28	東北少	R3. 3. 10	東北少年院において、青葉女子学園と同様に、冬季期間、希望する在院者には膝掛けを利用できるように検討されたい。	現在、東北少年院では単独寮でのみ利用可能であるが、集団寮での利用についても今後検討する。
29	東北少	R3. 3. 10	運動自体は在院者の心身の健康維持に大きく寄与するものであり、在院者も楽しみにしているので、できる限り日課変更せずに実施されたい。	運動は在院者の心身の安定のためにも重要であると考えており、当院でも重視しているが、様々な要因から、予定されていた種目や実施場所を急ぎよ変更せざるを得ない場合もある。
30	東北少	R3. 3. 29	視察委員会について、令和3年度以降も、通年6回の開催が実現できるよう、年度当初からの予算措置を希望する。	視察委員会の開催回数に関する件については、施設限りでは対応できないことから、頂いた御要望は上級官庁に伝達する。
31	茨城農	R2. 6. 12	風呂のお湯が汚いときがあるとして、水道管の工事をしてほしいとの要望があったことから、調査・改善を求める。	工事計画に掲上して、上級官庁に対し予算要求中である。
32	茨城農	R2. 6. 12	寮内のトイレをきれいにしてほしいとの要望があったので、対応を求める。	在院者のトイレ清掃の仕方にも関わるので、指導を徹底したい。 また、小便器の詰まりも散見されることから、寮内トイレの改修工事として予算措置を上級官庁に対して要求していきたい。
33	茨城農	R2. 6. 12	新型コロナウイルス感染症対応に伴う寮内喫食の運用以降、集団寮では食事時間中に音楽を流しているところ、単独寮でも音楽を流すことについて検討されたい。	単独寮は、反則調査、内省等を行っている寮であり、施設の管理運営上及び規律秩序維持の観点から静かな環境を維持することが不可欠であり、音楽を流すことは適当ではないと考える。
34	茨城農	R2. 6. 12	娯楽用及び課業用DVDの種類を増やすことについて検討されたい。	既に課業用で100タイトル以上、娯楽用ビデオで270タイトル以上のものを用意しているほか、ニーズに合った必要な種類が十分確保できるよう、常にコンテンツの更新も行っている。
35	茨城農	R2. 6. 12	余暇時間の始まりを午後4時40分からにすることを検討されたい。	左記時間帯は生活指導時間に位置付けられるところ、余暇時間とすると、他に生活指導時間を設ける余裕がなくなることから、現状維持としたい。
36	茨城農	R2. 6. 12	平日の夜間、余暇時間を2時間確保することを検討されたい。	施設の管理運営上（主に職員配置上）、平日の夜間の余暇時間を2時間確保する余裕がないことから現状維持（午後8時から午後9時までの1時間）としたい。
37	茨城農	R2. 6. 12	運動時間を増やすことを検討されたい。	施設の管理運営上、時間の余裕がないことから現状維持（週2回各1時間）としたい。なお、矯正教育として行う運動も合わせると、1日1時間以上の運動の機会は確保している。
38	茨城農	R2. 6. 12	運動器具を新しくすることを検討されたい。	計画的な更新を行うべく、手続を進める。
39	茨城農	R2. 6. 12	体育時に滑りにくくなるよう、体育を実施する中庭に砂を入れる（まく）ことを検討されたい。	中庭の地面には十分な量の砂がまかれており、体育をする環境としては標準的な状態であり、特に滑るという事案も報告されていないことから、現時点においては改めて砂を入れる必要性はないと考える。
40	茨城農	R2. 6. 12	球技大会等を増やすことを検討されたい。	当院の在院者の全般的な資質を考慮するとともに、けがの防止や対人トラブル防止の観点から現状維持としたい。
41	茨城農	R2. 6. 12	課業（職業指導等）の時間を増やすことを検討されたい。	現状においても、矯正教育を実施する上で十分な課業時間が確保されていると考えており、更なる課業時間の増加は、施設の管理運営上（主に職員配置上）時間の余裕がないことから現状維持としたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
42	茨城農	R2. 6. 12	パソコン講座を増やすことを検討されたい。	関係通知により定められた時間数に準拠して実施しており、現状維持としたい。
43	茨城農	R2. 10. 14	除湿器と空気清浄機の設置について検討されたい。	必要性に応じ、予算状況を勘案した上で、検討することとする。
44	茨城農	R2. 12. 23	備付図書の充実について検討を願いたい。	計画的な更新を行うべく、手続を進めている。
45	茨城農	R2. 12. 23	自主活動の時間や集団寮内のホールに備え付けてある長テーブルに着座して許可された課題等に取り組み、次の日課を待つ時間においても、自弁図書の閲覧を許可されたい。	所定の活動の時間は当該活動に集中すべきものと考え、当院においては、自弁図書の閲覧を余暇時間に限っており、特段の措置を講じる必要はないと思料し、現状のままとする。
46	茨城農	R2. 12. 23	自弁図書の制限冊数を6冊に増やされたい。	自弁図書の所持冊数（現状5冊）については、当院の実情や管理運営上の必要性に応じて、施設長の合理的な裁量により決定されているものであるところ、現状の運用を変更する必要はないと思料する。
47	茨城農	R3. 2. 24	配膳におけるご飯の盛付量の差についての不満が出ていることから、調査・改善されたい。	調査した結果、配食時には職員が盛付量を一皿ずつ確認しており、適正な配膳がされている。
48	茨城農	R3. 2. 24	献立にパスタメニューを採用することを検討されたい。	前向きに検討したい。
49	水府学	R2. 10. 28	現在使用している粉末洗剤では、洗濯後も、衣類のにおいが十分に取れないとの意見があったことから、可能な範囲で洗剤の変更等について検討されたい。	洗濯用洗剤については、矯正施設で統一された粉末石けんを使用することとされているが、これまでも、汚れが落ちにくい、においが十分に取れないなどの申出があったことを受けて、現在は粉末石けんに加えて他の洗濯用洗剤も使用している。今後は、予算の状況も踏まえつつ、より消臭・抗菌効果の高い洗剤の購入も検討していきたい。
50	水府学	R2. 10. 28	新型コロナウイルスの感染拡大後、音楽クラブや寮内での合唱の時間が減少していることについて、音楽の時間を増やしてほしい旨の申出があったことから、可能な範囲で音楽の時間を増やすことについて検討されたい。	これまで、音楽クラブや朝の歌練習の場において合唱の機会を確保してきたほか、令和2年においては、同年12月に実施されたクリスマス会の中で、各寮別に合唱発表の時間を設け、日課の合間にそれに向けた練習を行わせるなどし、合唱の機会を確保していた。一方で、令和3年以降の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、矯正施設においては、飛まつ感染防止（マスクの常時着用や大声を発することの制限等）について、上級官庁からより厳しい対策を講じるよう指示がなされたこともあり、合唱の機会を確保できにくい状況となっている。引き続き可能な範囲での実施について検討していきたい。
51	水府学	R2. 10. 28	新型コロナウイルス感染予防の一環として現在実施しているテレビによる通信は、感染防止策として効果的であるが、一方で、カメラを通してでは相手方と視線が合いにくい旨の申出があったことから、可能な範囲で実施方法について検討されたい。	面会室内にビニールカーテンを設置し、ソーシャルディスタンスを確保した上で、対面での面会を実施することを検討していたが、令和2年末にかけて感染者数が急増し、対策強化が求められるようになった上、保護者等の大半が緊急事態宣言発出中の地域から来訪する状況であったことから、在院者への感染防止を最優先に考え、実施方法を変更するに至っていない。今後、感染の動向等を見つつ、状況次第では、対面での面会も再検討していきたい。
52	水府学	R3. 1. 27	洗顔料と化粧水の使用について、少年鑑別所では使用が許可されていたのに対し、少年院では使用が認められず、ニキビが治りにくくなった旨の申出があったことから、可能な範囲で洗顔料と化粧水の使用許可について検討されたい。	洗顔料及び化粧水の使用は、管理運営上の観点（①自弁物品として認めたとすると処遇格差が生じるおそれがある、②個人によって商品ニーズが異なる等の理由から、国費で整備することは困難である。）から行っていないところ、在院者から皮膚の不調等の申出があった場合は、医師による診察を行い、必要に応じ投薬するなどして対応しており、今のところ洗顔料等の使用は予定していないが、引き続き検討はしていきたい。
53	水府学	R3. 1. 27	集団入浴場のシャワーが出にくく、十分に入浴できる時間が確保できない旨の申出があったことから、可能な範囲でシャワーの改善について検討されたい。	集団入浴場に設置されているシャワーについては、経年による詰まりが原因で、シャワーによって出水量に差が生じていることから、順次、シャワーノズル等を交換して対応しているところ、今後、配管を含めた抜本的な改修について、上級官庁に予算措置を上申することとしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
54	水府学	R3.3.10	特定の在院者から洗顔料と化粧水を使用させてほしい旨の申出があったところ、実際に当該在院者の患部を確認すると、入院時の状況は不明ではあるものの、症状が軽快していないようであったので、皮膚科専門医に受診させるよう検討されたい。	皮膚科専門医による外部診察を実施し、専門医の所見に基づき、当院で外用薬等を投与して経過観察した。今後、症状が軽快しないようであれば、改めて皮膚科専門医受診を検討することとしたい。
55	水府学	R3.3.10	少年鑑別所では、定期的にし好品（菓子）を自弁購入することができたので、制度上可能であれば、自弁購入を許可することについて検討されたい。	在院者がし好品（菓子）を自弁購入することについては、処遇格差が生じるおそれがある等の理由から行っておらず、今のところし好品の自弁購入を認めることは予定していないが、引き続き検討はしていきたい。
56	水府学	R3.3.10	大型特殊免許や宅建の資格を取りたいので、それに関する教材を整備してほしい旨の申出があったことから、資格取得に係る教材の充実化について検討されたい。	当院では、職業能力開発指導として、コンピュータサービス技能評価試験、危険物取扱者試験、玉掛け技能講習講座、フォークリフト運転特別教育講座を実施しており、その他の資格については、特定の少年院で実施しており、募集があった際には選考された上で、当該少年院へ移送して受講させているところ、今後、当院で実施していない資格取得に係る教材についても、予算の範囲内で整備していくことを検討していきたい。
57	水府学	R3.3.10	特定の職員が他の在院者に対して不適切な発言を行ったことに対し、当該在院者が不適切である旨その職員に指摘したところ、当該職員はその場で謝罪したものの、その態度からは誠意が感じられず、はたから見ていて不快に感じた旨の申出があったことから、実情を確認し、必要に応じて当該職員に対して指導等を行うことを検討されたい。	意見受領後速やかに、当該職員に事実確認したところ、不適切な発言が事実であったことが判明したことから、監督者から当該職員に指導するとともに、不適切発言を受けた在院者に対し、不適切な発言があったことについて謝罪し、当該職員には今後同様の発言をしないよう指導したことを説明した。
58	喜連川少	R3.3.25	視察委員会の意見・提案箱について、集団寮入口に設置した下駄箱の上だけではなく、ホール内にも設置されたい。それがどうしてもできない場合には、意見・提案書の用紙とその案内だけでもホール内に設置されたい。	他の在院者から投かんする様子が見られないよう、集団寮入口の下駄箱上に設置していることから、ホールには設置しない。また、所定の用紙については、意見・提案箱に備え付けている。 さらに、意見・提案箱の設置場所、意見・提案箱に指定用紙が備え付けられていること、意見・提案箱への投かんは自弁の便箋の使用も許可されていることを毎月告知している。 以上のことから、用紙及び案内のホールへの設置は行わないこととする。
59	喜連川少	R3.3.25	在院者からの疑問事項や要望事項について、在院者が職員に聞いたり、伝えたりする機会を与えられるよう工夫されたい。	在院者については、担任職員を中心に頻繁に面接を実施しているほか、進級等の際には幹部職員も在院者と面接する機会を設けており、その頻度は多く、疑問点等についても申し述べる機会は確保されている。また、現に在院者によっては疑問等に対して職員が回答していることから、疑問点等を聴取する目的のみで面接等を実施する予定はない。
60	喜連川少	R3.3.25	単独寮について、寒さ・暑さを防ぐために、廊下と居室との間の戸及び仕切りの換気性を高める工夫や工事を検討されたい。	予算上の問題等、当院限りでは対応が困難な事情もあるため、上級官庁に働き掛けていきたい。 なお、当面は、衣類等貸与品の増貸与及び各室に設置した扇風機を最大限利用し対応していく。
61	喜連川少	R3.3.25	備付け書籍について、在院者が選びやすいよう工夫されたい。	現在、書籍のタイトルのみを記した一覧表から選択している実情にあるところ、同タイトル表に当該書籍の紹介文等内容の概要を記載させる準備をしておき、将来的にはそれを在院者に閲覧させ、書籍を選択させることを考えている。
62	喜連川少	R3.3.25	備付け書籍について、需要が少ない書籍については予算の有効活用の視点から、各寮に異なる書籍を整備し、施設全体として幅広い書籍類を備え、在院者が他寮の書籍も借りることができるような体制を整えられたい。	他寮の備付け書籍を貸し出すことは、共犯・知己関係を寮別で分けている在院者間において、任意に図書を寮間で移動させることが可能になることで、不正連絡等反則行為を惹起させる誘因となること、寮間で図書が移動するとなると、その所在の管理・確認といった管理運営上の課題があることなどから、今後も寮ごとに均等に書籍を整備していく。なお、予算の有効活用の点からも、幅広いジャンルの書籍について、定期的に在院者に希望を募るなどして、健全育成に資する書籍の整備に努めたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
63	喜連川少	R3. 3. 25	食事について、在院者の食欲に応じて食事の量を調整又はお代わりできるようにされたい。	在院者の食事については、主食・副食ともに、一日当たりの標準栄養量が「矯正施設被収容者食料給与規程」（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）等で定められており、規定どおり給与する必要があり、食事量の公平性を図ることは、在院者を平等に処遇する上で不可欠であるため、配膳方法は変更しない。
64	喜連川少	R3. 3. 25	入浴時間が設けられていない日について、運動後にはシャワー浴をさせる、それができない場合でも、洗髪や濡れタオルで体を拭くことを許可されたい。	冬季については、入浴日以外はシャワー浴を実施していないところ、冬季においても体育等において発汗し、衛生上の配慮が必要であると考えられることから、濡れタオルで体を拭く運用を行う予定である。
65	喜連川少	R3. 3. 25	新型コロナウイルスのワクチン接種が可能になった際には、在院者に対してそのリスクや効能に関する正確な情報提供を行い、在院者に接種を強制することなく、多くの在院者が接種を受けられるよう工夫されたい。	新型コロナウイルスワクチン接種については、接種の際は、在院者及び保護者に対して十分な情報提供を行い、適切に接種を実施したい。
66	赤城少	R3. 3. 31	少年院の長に対する苦情の申出の件数、内容及び処理結果について、視察委員会が把握し議論することは、少年院の施設運営の透明性を確保し、在院者の人権を尊重した施設運営の改善・向上に資する有意義なことであるから、苦情の申出があった日から直近で開催される視察委員会において、その申出の有無、件数、申出内容及び処理結果についての開示を要望する。	「院長苦情申出処理簿」を開示することとした。
67	赤城少	R3. 3. 31	少年院視察委員会は、少年院に情報の提供を求め、開示された情報を基に議論し、意見を述べ、犯罪行為を防止することがその責務の一つであると思料される。しかしながら、開示された苦情の申出のうち、保護室に連れて行かれたとき骨折したとの申出については、当視察委員会が当該事案に関する映像記録の情報提供を求めたにもかかわらず、赤城少年院からは、少年院法第10条の「運営」には個別の案件への対応は含まれないことを理由に開示を拒否するとの回答でなされた。施設側からの情報提供がなされなければ、視察委員会において当該事案について議論することができず、意見を述べる機会も失われることから、当該映像記録の開示を要望する。	少年院の長に対する苦情の申出の処理結果に関して、個別具体的な判断に係る根拠として採用された映像記録については、開示を差し控える。
68	赤城少	R3. 3. 31	入院時の身体検査は院内の安全にとって必要不可欠な検査であると思われるところ、赤城少年院の身体検査に人権の侵害はないと思料されるが、在院者の人権により配慮した形で実施できないか検討されたい。	法律の規定に基づき、在院者の人権に配慮しながら必要な身体検査を実施しており、今後も引き続き適正な検査の実施に配慮する。
69	赤城少	R3. 3. 31	食事時の音楽放送や余暇のDVDは、在院者の意見を可能な限り反映させる形で選定されたい。また、施設側が選定した場合においても、在院者に対し選定理由等を説明し、その趣旨を理解させた方がよいと思料されるので、対応について検討されたい。	食事時の音楽放送について、在院者の時事の報道に触れる機会を保障するため、FMラジオ番組を放送しているところ、この趣旨について在院者に対し説明を行った。また、余暇のテレビ番組及びDVD視聴等について、定期的に在院者の希望をアンケート調査し、可能な限り反映させることとした。
70	赤城少	R3. 3. 31	在院者から、体育館用シューズが滑るとの意見があったことから、調査の上、運動に不適切なものがあれば、交換等検討されたい。	体育館用シューズについて、令和元年度に滑り止め効果の高いものに更新・整備済みであるが、その効果をより高めるため、運動中、体育館隅に濡れ雑巾を設置し、適宜シューズ裏面を湿らせるなどの対策をして取り組むよう指導している。 なお、令和2年度に体育館床面塗装改修工事を実施し、より滑り止め効果の高い塗装が施された。
71	赤城少	R3. 3. 31	学習用のノートは、全教科共通で1冊のノートを使用している現状にあると思われるが、教科ごとに1冊ずつあった方がより勉学に資すると思われるので、教科ごとにノートが用意できるか検討されたい。	教科ごとに1冊ずつ学習用ノートを使用できることとして内規を改正した。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
72	榛名女	R3. 3. 31	単独寮居室の小型扇風機について、風量が十分でないとの意見があったことから、小型扇風機に代替する空調設備の設置や在院者の過ごす居室の室温の把握など、より適切な室温維持について検討されたい。	単独寮では、小型扇風機のほかに冷却剤を貸与しているが、小型扇風機については、風量が十分であるかを確認し、引き続き、室温の把握をし、適切な室温維持に努めていく。
73	榛名女	R3. 3. 31	寒さ対策は在院者の睡眠の質の確保する上で重要であるところ、より適切な室温維持のため、特に単独寮の居室設備、貸与物品、在院者の過ごす室温の把握方法等について、検討されたい。	単独寮の各居室に暖房設備を設置することは電力量の問題等から困難であるところ、就寝時についてはボアシートを貸与することや室温の把握をし、適切な室温の維持に努めている。
74	榛名女	R3. 3. 31	入浴時間について、移動時間を含めて30分に設定されているところ、入浴時間の延長を検討されたい。	職員が十分に配置されている日中の時間に矯正教育の時間を確保するとの観点から、集団寮では夜間の時間帯に入浴を実施しているところ、入浴時間を延長することは、その後の洗濯係等の役割活動や余暇時間など、他の日課に支障が生ずるため困難である。
75	榛名女	R3. 3. 31	頭髪を乾かすため、ドライヤーの導入について、検討されたい。	ドライヤーの取扱いについては、保安上の懸念、管理上の負担、加えて入浴後の役割活動や余暇時間の確保などの日課運営の観点から、現時点においては、整備することは考えていないが、代替措置として速乾性タオルの整備を検討する。
76	榛名女	R3. 3. 31	寒さ対策の一環として、トレーナーの貸与枚数を2枚に増やすことを検討されたい。	寒さ対策として、トレーナーのほかにハイネック、セーター、フリース等が貸与されているところ、トレーナーの枚数増加については、必要であれば検討することとしたい。
77	榛名女	R3. 3. 31	ちり紙の使用について、在院者によっては、生理時に多く消費する者もいることから、支給上限を増やすことを検討されたい。	今後、必要枚数を見極めつつ、適正な支給枚数について引き続き検討していきたい。
78	榛名女	R3. 3. 31	食事の際に流す音楽について、変更する周期を現在の4か月に1回から早めることを検討されたい。	新曲の導入に当たっては、担当職員が歌の内容などについて矯正教育上支障がないものかどうかを確認した上で選曲しているところ、適切な変更サイクルについて、引き続き検討していきたい。
79	榛名女	R3. 3. 31	職員の在院者への対応について、今後も在院者一人一人の特性を踏まえつつ、公平性を保った適切な指導・対応を行えるように、研修会等の実施など必要な対策を継続的に実施することを検討されたい。	引き続き、研修会の実施などの必要な対策を継続していく。
80	榛名女	R3. 3. 31	少年院での生活の中では私語や自由な会話が認められていないため、各生活場面、授業等の中で、在院者のコミュニケーション能力が高まるような取組を検討されたい。	少年院の規律及び秩序を維持するため、個人情報等の伝達等、不適切な会話は認めていないが、それ以外の会話は禁止していない。生活場面での役割活動やコミュニケーション能力を高める授業では、在院者同士の会話は認められており、引き続き実施していく。
81	市原学	R3. 3. 31	個別面談で在院者全員から意見を聴取することは困難である上、意見・提案箱への投かん数が少なく、在院者の考えを十分に知ることができずにいることから、在院者全員に対し、視察委員会が独自に作成したアンケートを実施することを要望する。	アンケートの内容を確認の上、実施予定である。
82	市原学	R3. 3. 31	学校教育の場ではスクールカウンセラーの設置が多く認められているところ、在院者の気持ちにより柔軟に接することが可能となると考えることから、少年院においても、スクールカウンセラーのようなカウンセラーを配置することを検討されたい。	職員配置に関しては、当園限りでは判断できないため、上級官庁に伝達する。
83	市原学	R3. 3. 31	「昼夜間単独処遇審議書」において、課題内容や指導計画については詳しく記載されているが、単独処遇の原因となった問題行動等の事情に関する記載は乏しい。単独処遇における課題の必要性や指導計画の妥当性を担保するため、単独処遇による短期集中的な生活指導が必要であると判断するに至った問題行動等の事情についても詳しく記載することを要望する。	「昼夜間単独処遇審議書」においては、集中的に処遇すべき在院者の問題点を具体的に記載するようにした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
84	八街少	R3. 3. 12	新型コロナウイルスへの感染防止策を講じつつも、可能な限り、より多くの在院者が参加可能な方法で、多くの行事の再開を検討されたい。	可能な限り処遇の質が維持できるよう行事の再開など日課運営を工夫していく。
85	八街少	R3. 3. 12	近年の猛暑の傾向や、感染防止のために身体の清潔さを維持する必要があることを踏まえ、夏季の入浴は週3回実施されたい。	夏季期間において、入浴のない日はシャワー浴を行っている。日課運営及び職員配置に影響することから、入浴の回数について現在の週2回から週3回に増やすことは困難である。
86	八街少	R3. 3. 12	緊急事態宣言下の活動自粛中の過ごし方に関して、在院者数名から、「何もすることがなくてつらかった。」との感想があった。活動自粛の最中であっても、在院者の内面の成長に資するよう、図書（良質な内容の絵本を含む。）の充実をこれまで以上に図るとともに、読書体験の重要性・楽しさの啓もうを要望する。	令和2年度は、資格関係参考書267冊及び推薦図書を含む200冊の図書の合計467冊を購入した。 なお、読書体験の重要性・楽しさの啓もうについては、在院者の特性に応じて実施する必要があり、各職員が在院者に対しより充実した啓もうを個別的实施する。
87	多摩少	R3. 2. 17	職員の指導力向上のため、職員の水平的な関係の中で、職員同士が共により良い方向を探り出している場や、ベテラン職員が直面している困難な事例について悩みを吐露する場など、職員による集団的な議論の場を設けることが望まれる。	当院では、「チームヤングたま」と称する若手職員の育成及び啓発のための研修制度を運用しているが、ベテラン職員については、月1回行われる主任会議の機会を利用し、懸案事項の共有や問題解決の場としてきた。令和2年度は、特定の在院者に係る処遇カンファレンスや寮運営の在り方についての話合いの機会を更に充実させてきたところ、今後もこうした取組を発展・継続させていきたい。
88	多摩少	R3. 2. 17	老朽化した施設全体の建て替えについて、早期の実現を求める。	建て替え時期については、当院のみで決定できるものではないため、引き続き意見を上級官庁に伝えていきたい。
89	多摩少	R3. 2. 17	冬季でも冷水しか出ない浴室のシャワーについて、早急に修繕を求める。	プロパンガス及び屋外給湯機器を寮舎別に設置し、浴場及び洗面所に給湯する各所営繕工事の希望を上級官庁に上申している。 なお、先行実施として、令和3年2月に小規模な入浴場である考査寮に屋外給湯器を設置した。
90	多摩少	R3. 2. 17	地域性を考慮し、冬季の寒さや熱中症対策のため、温度調整可能な居室の整備を求める。	設備の整備については、当院のみで決定できるものではないため、頂いた御意見については引き続き上級官庁に伝えていきたい。 なお、集団寮については、令和元年にホールのエアコンを整備したところであり、単独寮についても、廊下にエアコンを設置する各所営繕工事の希望を上級官庁に上申している。
91	多摩少	R3. 2. 17	引き続き、公立図書館との継続した連携と図書館司書・専門職の活用による選書の質の向上を図りたい。	令和2年度、協力関係にある八王子市中央図書館から、同館が保有する書籍の入替えに伴って不要となった書籍の寄贈を受けているほか、今後も、同館と協議して、定期的にまとまった量の書籍の貸出しを受ける予定であるなど、更に密接な連携の在り方を模索したい。
92	多摩少	R3. 2. 17	自弁書籍の審査に対する在院者の不満の声が散見されたので、審査の妥当性について、引き続き適切に判断するとともに、在院者に対し、審査は在院者一人一人個別具体的に行われているということ認識させるため、「生活のしおり」への記載にとどまらず、より在院者が記憶に残りやすいよう、入院時に説明することが望ましい。	自弁書籍の審査に対する不満の内容は、主として審査に要する時間、審査の基準、学習用書籍の取扱い等であるが、これらの問題改善のため、令和3年2月24日付けで自弁書籍の閲覧に係る内規を全面改正し、運用を始めたところである。今後、改正内容の要点を絞って「生活のしおり」へ反映させるとともに、新入時教育等における在院者への丁寧な説明に努めていきたい。
93	多摩少	R3. 2. 17	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、行事等の開催も制限をせざるを得ない中、工夫をしながら開催されており、在院者が自らの成長を実感できる機会であるため、その意義は大きい。感染予防との両立は難しいことが予想されるが、可能な限りこうした学びや体験の機会を保障するよう求める。	引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を適切に講じた上で、在院者の矯正教育については、既成の体系や慣例にとらわれることなく、在院者の健全育成、再非行の防止の観点からその在り方について積極的に検討し、必要に応じて外部協力者と連携しながら質の向上に努めていきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
94	東日本少年医セ	R3. 3. 31	保護者面会については、適切な新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で、これを一律に控える措置を執らない対応を維持しつつ、感染拡大の地域偏差などから来訪が困難な保護者に対しては、引き続き、電話による通信や、その居住地域の最寄りの保護観察所等と東日本少年矯正医療・教育センター間のテレビ遠隔通信システムによる環境調整等を活用するなど、保護者面会に代替する手立てを継続されたい。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえつつ、適切な感染防止対策を講じた上で、可能な限り、保護者面会の実施を維持するとともに、来訪が困難な保護者に対しては、引き続き、電話による通信を積極的に認めるほか、テレビ遠隔通信システムを用いた環境調整等の機会を有効に活用するなど、保護者面会に代替する現行の取組を継続していきたい。
95	東日本少年医セ	R3. 3. 31	教科指導・職業指導関係の外部講師、教諭師、篤志面接委員等の来訪について、適切な感染防止策を講じた上で、これを一律に控える措置を執らない対応を維持し、可能な限り所期の矯正教育の実施を図るとともに、在院者の高等学校卒業程度認定試験による高卒認定や講習による免許の取得に向けた意欲や希望に沿った日課上の配慮を継続されたい。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえつつ、適切な感染防止対策を講じた上で、可能な限り、外部講師等の援助による矯正教育の実施を維持するとともに、高等学校卒業程度認定試験の受験や講習による各種資格の取得に向けた取組についても継続していきたい。
96	東日本少年医セ	R3. 3. 31	行事等の際に行われてきた在院者と市民社会の構成員との交流が、新型コロナウイルス感染症対策のために制限を余儀なくされたものの、職員が在院者の行事にチームとして参加するなどして職員と在院者との交流がなされたことは、市民社会の構成員との交流に代替する意味を持ち得るものであるから、感染症対策が求められる期間においては、特別の配慮を行いつつも、これを継続されたい。	今後も、各種行事を実施するに当たり、民間協力者等を招待することができない場合は、当センター職員が適宜行事に参加するなど、在院者と民間協力者等との交流に代替し得るような取組を継続していきたい。
97	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターは、移転統合の経緯に照らしても医療的対応を行う少年院として先駆的な役割が期待されているところ、この所期の目的を達成するためには、医師の確保は、医療的対応の質に影響を与える課題であることから、欠員は速やかに補充される必要がある。上級官庁においては、引き続き、医師の欠員補充につき、特段の配慮を持って対応することを求める。	医師の補充については、上級官庁と密に連絡を取り合い、当センターの要望を伝達した上で、採用希望の医師による施設見学を積極的に実施している。令和3年度は既に精神科医2名を採用しており、引き続き、上級官庁と連携の上、欠員補充に努めていきたい。
98	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターにおいて期待される適時・適切な矯正医療を行うため、支援教育課程においても、在院者の状況を踏まえた柔軟な診療体制の維持・確立に向けた取組を引き続き追求されたい。	支援教育課程においても、在院者の状況に応じて、診察頻度を増やすなど、柔軟に対応しているところであり、引き続き、医師の判断を踏まえ、在院者の個々の特性や状況に応じた適切な診療等を実施していきたい。
99	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターにおいて、保護室のほかに設けられた静穏室、多機能病室、防音室等の多様な施設設備は、適切な矯正医療・矯正教育の観点での効用・成果が認められることから、これを検証しつつ、それらの拡充を含めて検討されたい。上級官庁にあっては、当該検討結果を尊重し、特段の配慮をもって対応されたい。	引き続き、当センターに整備された多様な施設設備を適切に活用し、矯正医療及び矯正教育の適切な実施に努めるとともに、その運用結果を踏まえつつ、必要に応じて、各種設備の整備等について上級官庁に諮ってまいりたい。
100	東日本少年医セ	R3. 3. 31	未使用が続いた水道の蛇口からの水道水に着色が見られたことから、未使用が続いた場合には使用前に一定量の通水を実施することとされたが、その手順をあらかじめ確立するとともに、水道蛇口以外に未使用が続くことにより不具合が生じる可能性がある設備の有無を点検し、あらかじめ不具合の回避の手立てを確立しておくことを検討されたい。	水道水の水質については、市の基準に適合していることは確認済みであるが、長期間使用していない水道設備から汚れ等が発生することもあり得るため、寮舎等の構造点検に係る実施要領（内規）を改正し、定期点検において、閉鎖居室の洗面台等の水道についても、通水によって汚濁等の確認を行うようにした。また、上記の点検において、居室の照明器具等の設備の不具合の有無についても確認することとしている。
101	東日本少年医セ	R3. 3. 31	移転統合後、居室照明器具のLEDへの切替えにより常夜灯がまぶしくて眠れないとの在院者の声があったことについて、保安上の観点から踏まえつつ、引き続き可能な個別対応の検討に取り組まれたい。	保安上の観点を踏まえつつ、医師の判断に基づき、医療上の必要がある在院者に対しては、アイマスクの使用許可や就寝位置の変更を含めた個別対応を行うこととした。
102	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターの在院者の居室においては、カーテンやブラインドが設置されていないことから、保安上の問題を回避しつつ、トイレや着替えの際のプライバシーの保護及び夏場の西日による室温上昇防止のための適切な手立てを検討されたい。	保安上の問題を回避しつつ、居室内でのトイレや着替えの際のプライバシーの保護に資する方策や対応について検討したい。また、夏季においては、西日による室温上昇を考慮し、西日が当たる居室の使用を回避するなどの対応を検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
103	東日本少年医セ	R3. 3. 31	在院者から、居室内の換気のため、出寮時に窓を開けたところ強風により土ぼこりが室内に及んで困ったとの声が寄せられた。東日本少年矯正医療・教育センターの在院者の中には、花粉症など様々な浮遊物に起因するアレルギー体質の者もいると予想されることから、年間を通じて季節の変化に伴い施設内にどのような現象が及ぶのかについて、移転統合後の経験値を重ねることにより、気象状況に応じた配慮を行いつつ、施設の運営に当たることを求めたい。	新型コロナウイルス感染症対策の一環として、出寮する際に集団寮ホールの窓を開けて換気を行ったものと思われるが、当センターにおいては、空調設備が完備されており、各居室等の換気量に見合った人数で使用する限りは、窓を開けなくても十分な換気量を確保し得ることから、今後は、季節の変化や気象状況などに応じた室内換気の在り方について検討し、職員への周知徹底を図ることとしたい。
104	東日本少年医セ	R3. 3. 31	少年院法も規定する在院者の書籍類閲覧の機会確保の趣旨に基づき、在院者が手元に置いて適宜閲覧できる書籍の冊数制限については、閲覧機会の拡張の方向での取組がなされているところであるが、引き続き、制限の緩和に向けた検討を重ねるとともに、貸出蔵書の充実・整備についても努められたい。	引き続き、特別日課中の貸出冊数を増やすなどの対応のほか、貸出頻度等に関する検討を継続するとともに、貸出蔵書の充実・整備にも努めていきたい。
105	東日本少年医セ	R3. 3. 31	入浴の頻度を現状の週3日から増やすことは困難だとしても、入浴のない日には毎日シャワー浴を実施する方向で、実施時間の確保や光熱水料予算の調整・検討を行い、シャワー浴の頻度を徐々に増やしていくことに引き続き取り組まれたい。上級官庁においては、こうした入浴やシャワー浴の改善・実施に伴う光熱水料について施設の基本的な運営に関する費用として組み込むなどの予算措置を講じられたい。	矯正教育の実施時間の確保及び光熱水料の予算の観点から、毎日のシャワー浴を含む入浴を実施することは困難な面があるが、引き続き、行事等の実施により長時間発汗した場合にはシャワー浴を認めるほか、必要に応じて室内で清拭を行わせるなど、在院者の衛生保持等に係る対応を継続したい。また、入浴やシャワー浴の頻度を増やすための予算措置に関して、頂いた御意見は上級官庁に進達したい。
106	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターにおける入浴時間は、「生活のしおり」では「移動、脱衣等を含めておおむね20分」とされているが、運用においては、移動時間を含めず、浴室に入り脱衣・入浴・着衣までを20分とし、洗髪に時間の掛かる女子については着衣に5分追加の上、居室でドライヤーを貸与するといった配慮がなされている。これらは、限られた時間内で自己の行動を律する訓練の意味合いもあり、また、様々な日課を限られた時間内でこなせるようやりくりした結果ともされる。しかし、在院者にはこれらの配慮や目的が十分に伝わっておらず、在院者に混乱を与えている状況がうかがえるので、これを在院者に説明・周知する方法の工夫を検討されたい。	「生活のしおり」では、入浴時間の統一的な運用を示しているところ、実際は在院者の性別、特性等を考慮し、各寮の実情に応じて柔軟性を持たせて運用している。これら柔軟性を持たせた部分を含めた入浴時間の決まりについて在院者に正しく理解させられるよう、各寮におけるオリエンテーション等を通じて、丁寧に説明を行うこととしたい。
107	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターにおいて、在院者に支給あるいは自弁購入が許されるキャップ式のボールペンは、最近の書き心地の良いボールペンタイプの筆記具に慣れた在院者にとっては使いづらいようである。筆記具は在院者への矯正教育の成否にもつながり得るところ、東日本少年矯正医療・教育センターでは、令和3年4月購入分から「ノック式のボールペン」への変更を予定しているところ、在院者に変更予定の事情を説明するなどし、在院者の筆記への意欲を削がないような対応を検討されたい。	自弁購入が許されるボールペンについては、令和3年4月から「ノック式のボールペン」に変更したところ、官給のボールペンについても在庫状況に応じて同規格に変更する予定である。在院者に対しては、当該変更予定を適宜説明するなどして、筆記への意欲を削がないよう配慮したい。
108	東日本少年医セ	R3. 3. 31	夕食の開始時間について、移転統合前から30分遅らせて午後5時とされているところ、一般社会の夕食時間と比較すると早過ぎ、夜中に空腹を覚える在院者も見受けられることから、日課の調整やPFI事業者の業務運営上生じる支障との調整を図りつつ、午後6時頃まで繰り下げに向けた検討を引き続き継続されたい。	引き続き、当センターの日課運営上の支障等について検討するとともに、改めて視察委員会から夕食時刻の繰り下げに関する意見があったことについてPFI事業者に伝達した上で、必要な協議を継続していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
109	東日本少年医セ	R3. 3. 31	食物アレルギーのある在院者に対する給食において、アレルギー除去食を提供することは当然であるが、少年院における毎日の食事は在院者にとって数少ない楽しみの一つに挙げられることが多いことから、入院前には少量のアレルゲンを含む食物は問題なく摂取できていた軽度のアレルギーにとどまる在院者には、健康面に支障が生じるおそれのない範囲で、医師の判断により、この摂取を認めるほか、アレルギー除去食については、種類を拡充して提供することについて、P F I事業者との調整を図りつつ検討されたい。	アレルギーの取扱いについては、東日本矯正医療センター（病院）としての統一的な運用が図られていることから、東日本成人矯正医療センターやP F I事業者とも調整の上、代替食の提供等に関する検討を重ねていきたい。
110	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターでは、在院者の衣類等の洗濯はP F I事業者が担当しているが、洗濯物の回収が平日の朝に行われることから、汚れた衣類を一晩中居室内で保管することが見込まれる場合や、回収までに時間を要することが見込まれる場合には、在院者に寮内の洗濯機で洗わせることもあるところ、衣類と雑巾を一緒に回収したり、一つの洗濯機で洗ったりすることについて、不衛生であるとして不安等を抱く在院者も見受けられる。多様な発達特性を有する在院者を受け入れている東日本少年矯正医療・教育センターにあつては、無視できない課題であるため、洗濯において衛生上の問題が生じないように配慮を尽くしていることについて、在院者に対し丁寧な説明を積極的に行い、在院者の不安等の払拭に努められたい。	在院者が着用する衣類等の洗濯については、寮内において、在院者が着用する衣類を食卓用雑巾と一緒に洗濯しているといった誤解を与えないよう努めるとともに、寮内に設置された洗濯機で食卓用雑巾を洗濯しない運用に改善することとしたい。
111	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターにおいては、男子在院者の髪型について、法務大臣訓令に規定されている2種類の髪型のうち「オールショート刈り」をセンター長が一律に指定しているところ、適切な自己選択の機会の体験に乏しく、自己肯定感が低い傾向にある在院者をエンパワーする意図からも、同訓令に掲げられたもう一つの髪型である「ショートバック刈り」との選択を許すよう、現行の取扱いを改めることを検討されたい。	男子在院者の調髪については、処遇の段階（社会復帰までの期間）に応じて、法務大臣訓令で定める2種類の髪型から一つを選択して実施している。すなわち、3級及び2級は「オールショート刈り」、1級以降は「ショートバック刈り」とし、出院が近い在院者については、必要に応じて適当な長さに調髪している。このように、処遇の段階の向上に伴い、社会生活により近い処遇環境を整備することで、在院者の社会復帰に向けた準備を図っている。
112	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターは、従来2施設で運営されていたところが統合され、管理部門の合理化が図られたが、これに伴って、在院者の増減によってその業務量の増減が生じる類いの業務である在院者の手続保障等に関する業務（反則調査・懲戒、苦情処理等）の場面で、担当者の業務過重やこれによる在院者の手続保障が遅滞・滞留する事態が起きつつあることが懸念される。令和3年4月以降、保安担当者を増配置することとされているが、同様の事態は、管理部門以外でも起こり得ることであるので、管理部門に限らず、各職員の業務量の偏りや過重負担による在院者の処遇への影響の有無を点検し、業務量の偏りや過重負担の是正を図りつつ、東日本少年矯正医療・教育センターに期待されている先駆的な施設としての機能を持続可能な形で十全に発揮するようにされたい。上級官庁にあつては、かかる是正のための当施設からの要望については、特段の配慮をもって是正を可能とする方向で対応されたい。	2施設の統合に伴い、業務分担や人員配置の合理化が図られたものの、当センターの開設以来、反則行為の調査、懲戒手続等に係る業務量が常態的に多いことに加えて、最近では救済の申出等に係る業務量が急増している状況にあることから、令和3年4月から、当該業務を担当する職員配置を1名増員したところである。今後も、必要に応じて業務分担を見直すなど、職員の業務負担の平準化に努め、特定の部署や職員に負担が偏らないよう事務処理体制の整備を進めていきたい。 また、収容動向や業務負担の状況を踏まえつつ、必要に応じて、人的体制の整備等について上級官庁に諮っていきたい。
113	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターの在院者は、その特性から出院後の帰住先の確保に困難を伴うことが多いところ、16歳から17歳までのいわゆる中間少年の帰住先確保の課題は、成人を主たる対象とする地域生活定着支援事業よりも、まずは18歳未満の児童福祉上の児童（少年）を対象とする児童相談所との連携が優先される必要があるが、この連携は東日本少年矯正医療・教育センターの努力の	出院を迎える児童福祉法上の児童（少年）に該当する年齢の在院者の個々のニーズに応じ、関係機関と連携しながら福祉的支援を継続していく。 出院後の再非行・再犯防止のために、児童福祉関係機関や更生保護関係機関との更なる連携に向けて、頂いた御意見については上級官庁に進達したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			みでは改善できない課題であるので、当視察委員会は、令和元年度に引き続き、上級官庁である法務省において、厚生労働省等と協議・調整するなどし、出院を迎える児童福祉上の児童（少年）に該当する年齢の在院者の帰住先の選択・調整について、児童相談所が少年院及び保護観察所と連携して関与する体制を早急に確立することを求める。	
114	東日本少年医セ	R3. 3. 31	東日本少年矯正医療・教育センターのように、2施設を統合し先駆的な取組を行っている施設にあっては、視察委員会側も特にその施設の特性を把握し、それらの特性にふさわしい活動を行いたい。そのためには視察委員会の開催回数を重ねる必要があるため、上級官庁にあっては、令和3年度以降、少なくとも年7回の視察委員会開催のための予算確保について特段の配慮を行い、視察委員会として必要かつ十分な活動を可能とする条件を整えることを求める。	当センター視察委員会の必要開催回数（少なくとも年7回）に係る予算確保に向けて、頂いた御要望については上級官庁に進達したい。
115	東日本少年医セ	R3. 3. 31	当視察委員会が提出する年次「報告書」は、東日本少年矯正医療・教育センターの課題を指摘するものであり、これに対して東日本少年矯正医療・教育センター長が「講じた措置」は、指摘した課題に対しどのような対処がなされているかの基準が示されたものとして、翌年度における当視察委員会の活動において重要な意味を持つ。しかしながら、令和元年度の「意見書」に対して「講じた措置」について、令和2年度第1回視察委員会期日において、施設側から口頭による説明はなされたものの、書面としての提供は年度末近くであった。については、令和2年度以降の年次「意見書」にあっては、少年院法施行規則第6条第2項の趣旨に従い、その「講じた処置」に関する書面について速やかに上級官庁の決裁を受けて当視察委員会に対して「書面として提出」し、視察委員会が本来の役割を果たし得る条件を整えることを求める。 なお、当施設から「講じた措置」に関する書面について決裁を求められた上級官庁にあっては、速やかに決裁を行い、当視察委員会の機能を阻害しないようにされたい。	視察委員会の「意見」を受けて「講じた措置」については、可能な限り早期に、第1回視察委員会において、口頭で説明するとともに、措置等報告書の内容についても、速やかに書面として提出することとしたい。その他、視察委員会から説明を求められた場合などは、必要に応じて当センターの運営の状況等を記載した書面を提出することとしたい。 なお、当センターの措置等報告書について上級官庁は速やかに決裁を行うよう、頂いた御要望については上級官庁に進達したい。
116	愛光女	R2. 6. 25	単独寮に冷暖房が設置されていないことについて、在院者の生命・身体の保護のため、早急な設置を求める。	単独寮廊下にエアコンを設置した。
117	愛光女	R2. 6. 25	「生活のしおり」の中の、視察委員会の意義として「あなたの個人的な悩みや不服に対応することは、愛光女子学園視察委員会の役割ではありません。」との記載は、在院者に対し、当視察委員会への意見・提案をちゅうちょさせるおそれがあることから、削除するか、又は誤解を与えないような表現に改められたい。	「生活のしおり」を改正し、当該部分の記載を削除した。
118	愛光女	R3. 3. 17	ドライヤーの使用を制限していることについて、在院者が寒い季節に濡れた髪で過ごすことは適切ではなく、慣習的にもドライヤーは日常生活上必要とされるものである。令和元年度の意見書において、ドライヤーの使用時間や機会を限定するにしても、工夫して使用できるようにしたり、吸水機能の高い髪拭き用タオルの使用を許可したりするなどの代替措置を求めていた件に対し、愛光女子学園は既に肉厚タオルの使用を開始しており、代替措置を講じたという点は評価できる。しかし、冬季期間などはタオルのみの使用では不十分でないかと思われるため、時期を限ってでもドライヤーの導入を検討していただきたい。	職員が十分に配置されている日中に矯正教育の時間を確保するとの観点から、集団寮では夜間の時間帯に入浴を実施しているが、当該時間帯は職員の戒護体制等の支障を生じるおそれがあるため、火気を伴うドライヤーを使用させることは保安上困難である。 なお、集団寮のホールには冷暖房が整備されており、冬期間であっても、ホール内は十分に暖かく保たれており、在院者の髪が長時間濡れたままになっているといったことはなく、入浴終了後おおむね1時間以内には髪は乾いている実情が認められる。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
119	愛光女	R3. 3. 17	「生活のしおり」において、「視察委員による面接を希望する人は、職員から希望の有無を聞かれた際に申し出てください。所定の用紙を渡すので、記載して提出してください。」との記載があるが、現況において面接を希望する場合は、意見用紙にその旨を記載して提出すれば事足りることから、職員に申し出る必要はない。この記述は、面接を希望する場合は職員にその旨把握されるのではないかと不安を生じさせ、面接希望の申出をちゅうちょさせることにつながりかねないことから、現況に沿った記述に変更するのが相当である。	視察委員による面接を希望する場合は、所定の用紙に記載して提出することとしているところ、御指摘いただいたように、在院者に対し、誤解を生じさせないよう意見・提案書や自弁の便せん等により提出してもよいことについて、「生活のしおり」の記載内容の見直しを行うこととする。
120	愛光女	R3. 3. 17	「生活のしおり」の視察委員会に対する書面の提出の中に、「書面の提出を希望する人は、職員に申し出てください。」と記述されているが、視察委員会に対する書面提出に職員の許可は必要なく、意見・提案箱に投かんすれば事足りる。愛光女子学園からは、視察委員会に関する通達に則した記載であるとの説明を受けたが、かかる記載は、面接や視察委員会に対する書面の提出をちゅうちょさせるおそれがあるため、現況に沿った記載に変更するのが相当である。	職員に申出をしなくても書面は提出可能であることから、「生活のしおり」の記載内容については改めることとしたい。
121	愛光女	R3. 3. 17	「生活のしおり」について、視察委員会に対する書面の提出においては、面接も申し出ることができることを明記すべきである。	面接の申出方法については通達で規定されているところであるが、頂いた意見を踏まえ、記載内容については今後検討する。
122	愛光女	R3. 3. 17	意見・提案箱については、視察委員会が管理するという記述だけでは、職員が一切見ることがないかどうか不明であるため、在院者が安心して意見・提案書を提出できるよう、職員は一切中を見ることはできないということも明記すべきである。	令和元年度にも同様の御意見を頂いているところ、「生活のしおり」において、「書面の内容を職員が見ることはありません。」と記載しているほか、意見・提案箱の設置箇所付近に、職員が意見・提案書を見ないことや意見したことによる処遇上の不利益は一切ない旨の説明を掲示している。
123	愛光女	R3. 3. 17	在院者は、視察委員会との面接のほか、意見・提案書の提出もできることから、視察委員会に関する説明の見出しは、その実態に合わせ、「視察委員会による面接」ではなく、「視察委員会による面接、意見・提案書の提出」とするよう求める。	「生活のしおり」を改正し、御指摘いただいたとおりに見出しを変更した。
124	愛光女	R2. 9. 24	給食に関するアンケートを実施した場合は、その結果を在院者にフィードバックすべきである。また、アンケートの結果を実際のメニューに生かしてほしい。	給食アンケートを実施し、食育に係る課業の中で結果の説明（フィードバック）を口頭で実施した。アンケートの結果を踏まえ、人気のあったメニューは給与することを予定しており、アンケートは今後も定期的実施していくこととしたい。
125	愛光女	R3. 3. 17	令和元年度も同様の意見を提出したところであるが、愛光女子学園は週3日（夏季にはこれに加えて週4日のシャワー浴）が可能であるところ、入浴時以外では洗髪が許可されていない。 愛光女子学園からは、他のカリキュラムに影響が出ることからシャワー浴は許可していない旨の説明を受けたが、高温多湿の夏季に洗髪ができないことは、衛生上問題であり、精神的ストレスや身体的苦痛も大きいものと思料される。愛光女子学園の在院者数は減少しており、運営上の工夫により上記問題は解決できるものと思料されることから、夏季の一定期間だけでも、洗髪を認める方向で検討されたい。	シャワー浴時に洗髪を行えば、入浴と同等の時間を要することから、カリキュラムに影響が及ぶ。また、高温多湿の夏季であっても、在院者が過ごすホールや教室には空調が整備されており、精神的ストレスや身体的苦痛が大きくなるような配慮を引き続き行うこととし、他のカリキュラムの実施時間の確保を優先させることとしたい。
126	愛光女	R3. 3. 17	職員が細かなルールを把握し切れておらず、その結果、職員間での指示が異なる状況が生じていることについて、ルールの内容を再検討するとともに、職員間で認識のずれが生じることがないように、ルールの理解が共通となるような改善が必要である。	職員は交代時等に詳細な引継ぎを行い、職員間で指示・指導内容が異なることがないように頻繁に打ち合わせを行ってほしい。引き続き職員間でルールの共有を続けるとともに、その方法について検討していくこととしたい。
127	愛光女	R3. 3. 17	在院者に対する説明が不十分であったために、在院者が職員の指示等を誤解して受け取っている状況がうかがえる。在院者の能力や性向なども踏まえ、事実を丁寧に伝えることを始め、職員のスキルを向上させることが望まれる。	発達上の特性等を有する在院者がいることも念頭に置きつつ、職員の指示やその意図が誤って受け取られないことがないように、特に若手職員を中心に、在院者の特性に応じた対応の仕方について、継続的に指導を行うこととしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
128	愛光女	R3. 3. 17	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大禍における保護者との対面による面会の代替手段としては、手紙や電話によるものが考えられるところ、愛光女子学園においては手続の煩雑さ等から実施例がないとの説明を受けた。</p> <p>在院者にとって保護者との交流の場は重要であることから、電話による通信を利用しやすいものとし、実施できるよう改善していただくとともに、オンライン面会の導入について検討されたい。</p>	<p>電話による通信の案内は行っているが、コロナ禍であっても通常どおり対面による面会を実施していることもあり、保護者も面会のために来園していることから、電話による通信は実施されなかった。なお、電話による通信は、プリペイドカードの購入や実施日時の設定等、煩雑な部分もあるが、在院者の必要性に応じて適切に実施できるよう引き続き対応していきたい。また、オンライン面会については、当園限りでは対応することが困難であることから、頂いた御意見については上級官庁に報告したい。</p>
129	愛光女	R3. 3. 31	<p>外国人等在院者の面会について、保護者等が片言の日本語しか理解できないようであれば、外国語による面会を許可すべきである。また、当該面会の会話内容を確認するために、通訳が必要と判断された場合、その費用は、その者に負担させることが相当と認められる特別の事情があるときに限るとされていることから、愛光女子学園が通訳費用を理由として外国語による面会を制限しているとすれば、それは適当ではない。</p> <p>さらに、通訳人の確保が困難であるなどの事情がある場合において、英語での面会が可能であれば、次善の策として、英語での面会の実施を検討されるべきである。</p>	<p>外国語による面会への対応については、少年院法等に基づき個別の必要性等を勘案して実施する。</p>
130	愛光女	R3. 3. 31	<p>外国人等在院者の処遇に当たっては、当該在院者が母国の文化が尊重されていると実感できるような指導・対応を行うよう求める。</p>	<p>在院者が自分の母国の文化を尊重されていると実感できるような指導・対応をしていきたい。</p>
131	久里浜少	R3. 3. 23	<p>新型コロナウイルス感染症対策について、今後も、引き続き、職員及び在院者に感染が広がらないように、関係諸機関と連携し、対策を講じることを求める。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策について、関係諸機関と連携の上、物品調達、防護服の着脱訓練、職員研修、在院者の指導等、所要の措置を講じることとしており、今後も引き続き同様の措置を講じたい。</p>
132	久里浜少	R3. 3. 23	<p>新型コロナウイルスの感染状況が拡大した際に、電話による外部交通を弾力的に運用するよう検討されたい。</p>	<p>電話による通信については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、積極的な運用を図ることとしている。</p>
133	久里浜少	R3. 3. 23	<p>出院後の就職予定先の雇用主との面会など、在院者の更生を支える社会的資源となり得る相手方との面会については、対面での面会が可能となるよう検討されたい。</p>	<p>第1回の緊急事態宣言下では対面での面接を実施しなかったものの、同宣言解除以降については、感染防止対策を講じた上で、従前と同様に積極的に実施している。</p>
134	久里浜少	R3. 3. 23	<p>衛生上の観点から、夏季に使用しているプールにろ過設備を設けるよう求める。また、現在のプールを防火水槽としての使用に特化し、ろ過装置付きのプールの新設の検討も求める。</p>	<p>予算の問題等、当院限りでは対応が困難であるため、上級官庁へ働き掛けていきたい。</p>
135	久里浜少	R3. 3. 23	<p>在院者の衛生確保の面から、入浴回数を増やす、シャワー浴であれば石けんの使用を認めるといった対応を検討されたい。</p>	<p>入浴回数を増やすことは、予算上、当院限りでは対応が困難であり、直ちに実施することは難しい。また、職員配置及び日課運営への支障について考慮する必要があるものの、シャワー浴での石けんの使用については、引き続き検討することとしたい。</p>
136	久里浜少	R3. 3. 23	<p>入浴時におけるアカスリの使用を許可するよう求める。導入できないのであれば、在院者が納得するよう説明する機会を設けることを求める。</p>	<p>アカスリを導入しないことについては、当院医師から全在院者に対し事情を説明したところであるが、定期的に説明する機会を設けるなどし、在院者の理解を得るよう努めていく。</p>
137	久里浜少	R3. 3. 23	<p>洗濯に際して、液体石けんの導入又は、現在の実際の運用状況をよく確認した上で、あらかじめ粉石けんを水に溶かし切った後に洗濯に着手することなどについて検討するよう求める。</p>	<p>液体石けんの導入は予算上難しいものの、現在、粉石けんを溶かしながら洗濯を行っており、引き続き、粉石けんが残留しないよう取り組んでいく。</p>
138	久里浜少	R3. 3. 23	<p>在院者の生活環境の改善のため、法務省に対し、設置場所を十分に検討した上で冷暖房設備を充実させることを強く求める。</p>	<p>冷暖房設備については、当院限りでは対応が困難な事情もあるため、上級官庁へ働き掛けていきたい。</p>
139	久里浜少	R3. 3. 23	<p>冷却剤を冷やすための冷蔵庫の増設を求める。</p>	<p>冷却剤用冷蔵庫については、整備を検討する。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
140	久里浜少	R3. 3. 23	高卒認定試験対策用のタブレット端末について、引き続き有効活用することを求める。	引き続き、高等学校卒業程度認定試験に向けて、専用端末として導入されたタブレット端末を積極的に活用していく。
141	久里浜少	R3. 3. 23	高卒認定試験対策用以外に使用できるタブレット端末の導入を検討されたい。	高卒認定試験対策以外を目的とするタブレット端末の使用については、別途、その必要性を含めて教育資材の購入計画の中で検討することとしたい。
142	久里浜少	R3. 3. 23	タブレット端末の使用に当たって、電波の増強を図る機器等の設置等、在院者が支障なくタブレット端末を使用できるよう対策を講じることを求める。	電波の増強を図るには何が必要か検討した上で、対策を講じていく予定である。
143	久里浜少	R3. 3. 23	在院者に洋ランを栽培させる「花育」、ダルクミーティングの体験指導等、令和元年度から続いている生活支援プログラムのような取組の継続や新たな取組の積極的な拡充を求める。	引き続き、積極的に取り組むこととする。
144	久里浜少	R3. 3. 23	令和2年度立案・実施した各種工事や施設の再生、物品の拡充、行政文書や物品管理の適正化等の改善・強化の計画の継続を求める。加えて、職員が何を望んでいて、その優先順位は何かを把握する取組の継続も求める。	令和2年度の様々な改善・強化計画の継続を実施していく予定である。職員の要望を踏まえつつ、実施に当たっての優先順位についても引き続き検討することとしている。
145	久里浜少	R3. 3. 23	今後の幹部職員の人事異動に当たって、全員が同時に異動することがないように配慮を求める。	頂いた御意見については引き続き上級官庁に伝える。
146	久里浜少	R3. 3. 23	久里浜少年院においては、他の少年院から処遇困難者を受け入れて処遇をする役割も担っている現状も考慮し、法務省に対し、職員の資質の向上に努めつつ、人員の補充を要望する。	頂いた御意見については引き続き上級官庁に伝える。
147	久里浜少	R3. 3. 23	法務省において、若手職員とベテラン職員に偏った職員構成を改め、中堅職員の充実を求める。	年齢構成のバランスについては、頂いた御意見を上級官庁に伝え、所要の措置を要望していく。
148	久里浜少	R3. 3. 23	平成30年5月に発生した在院者の自死事案の再発防止に向けて、在院者の心情・動静把握及び巡回体制の強化を強く要請する。また、在院者の自死事案の再発防止に向けて、職員の心理的負担に配慮し職員研修を行うことを求める。あわせて、法務省においても同事案を踏まえて、他の少年院でも同様の事案が発生しないよう防止策の検討を求める。	当院においては、引き続き、組織が一丸となって、在院者の心情・動静把握巡回の遵守を行い、同種事案の再発防止に努める。また、同自死事案に係る教訓を忘れないよう、事案に関する研修も別途計画していくことを予定している。また、頂いた御意見については上級官庁に伝える。
149	久里浜少	R3. 3. 23	久里浜少年院において、令和2年度に発生した自傷行為について、今後同様の行為が生じないように、職員配置を含め再発防止策を検討することを求める。また、再び同様の自傷行為が生じた場合、当該在院者の心情に最大限留意し、懲戒処分以外の対応を行い、懲戒処分を行う場合も当該在院者の心情や動静への配慮をするようお願いしたい。	突発的な自傷行為を未然に防ぐために、在院者の心情・動静視察を綿密に行うこととしている。また、自傷行為の事後対応については、在院者の心情等を踏まえ適切に対処することとしている。
150	久里浜少	R3. 3. 23	津波襲来時の対応マニュアルについて、引き続き点検し検討していくことを求める。その際、感染症対策にも配慮した検討を行うよう求める。	避難先での感染症対策を踏まえ、津波に備えた対応マニュアルの所要の見直しを随時行うこととしている。
151	久里浜少	R3. 3. 23	国や自治体と連携しながら津波対策を検討することを求める。	引き続き、自治体や消防署などと非常時の対応について協議を重ね、実効性の高い対策を検討していく。
152	久里浜少	R3. 3. 23	津波襲来時の迅速な連絡体制の構築のため、無線等の設備の点検維持に努めるよう求める。	引き続き、無線等の設備の点検・維持に努めるなど、緊急時の連絡体制に不備が生じないように努めることとしている。
153	久里浜少	R3. 3. 23	津波対策のための備品購入を要望する。	津波対策について不断の見直しを行い、防災用備品購入等について所要の検討を行うこととしている。
154	久里浜少	R3. 3. 23	津波襲来時の一時避難について、ピストン輸送が想定されるマイクロバスの保管場所や避難袋を整備するなど、在院者が速やかに避難できる体制作りと訓練の実施をお願いしたい。	引き続き、津波発生時の体制整備に努めるほか、避難訓練を計画的に実施することとしている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
155	久里浜少	R3. 3. 23	一時避難後に、在院者及び職員を速やかに近隣の矯正施設に移送できるよう、法務省全体として、具体的な計画立案、予行演習等を実施されたい。	避難後の在院者の移送計画などについては、関係機関等と所要の協議を行う。
156	久里浜少	R3. 3. 23	少年法等が改正され、18歳及び19歳の少年が特定少年と呼称され、少年院に收容されることとなった場合、久里浜少年院は18歳以上の年長少年に対する知識と経験を有しているため、法務省にあっては、久里浜少年院に対し、矯正教育の効果が上がるよう、必要な法的・物的支援を実施することを求める。	少年法等の改正の状況を踏まえ、必要に応じて頂いた御意見については上級官庁に伝えていく。
157	新潟少	R3. 3. 31	新潟少年学院の資料提供及び口頭説明は適切なものであるから、今後も同様に継続されたい。	今後も引き続き適切な対応を継続したい。
158	新潟少	R3. 3. 31	在院者に対し、意見・提案箱の趣旨や意見・提案書は視察委員以外は閲覧しないということを十分説明されたい。また、意見・提案書において面会希望を申し出るものについては、同書面に氏名を記載するよう在院者に説明されたい。	在院者に貸与する「生活のしおり」において、視察委員会制度や意義、面接申出や意見提出の要領等について解説し、職員からも説明も行っているところ、今後も新入時オリエンテーションやホームルームなど折に触れて、面接希望者については氏名を記載することも併せて周知するよう努めたい。
159	新潟少	R3. 3. 31	收容施設としての新型コロナウイルス感染症対策について、十分な対応がなされているが、今後も引き続き対応されたい。	今後も引き続き適切な対応を継続したい。また、社会の感染状況、最新の感染防止に関する知見等を踏まえながら必要な対応を心掛けたい。
160	新潟少	R3. 3. 31	就寝時の冷暖房について、更なる配慮をされたい。	猛暑期及び厳寒期における冷暖房の使用については、内規を定め、冷暖房使用の基準を設けて運用しているところ、光熱水量費に限りがあるため、引き続き当院で対応できることを検討したい。
161	新潟少	R3. 3. 31	洗濯の方法について、在院者に十分な周知をされたい。	在院者に貸与する「生活のしおり」に、洗濯方法について、周知しているところ、職員研修を通じて意思統一を図った上で、再度在院者に周知することとした。
162	新潟少	R3. 3. 31	入浴について、回数は週2回から週3回に、時間は15分から20分に変更されたい。	入浴時間については、他の日課との関係を踏まえつつ、少しでも長い時間が確保されるよう努めていくが、入浴回数については、令和3年度からシャワー浴を取り入れて入浴の機会を増やすなど既に対応している。
163	新潟少	R3. 3. 31	会話の制限等について、在院者に十分周知されたい。また、可能な限り、会話ができるような雰囲気を作るよう配慮されたい。	在院者に貸与する「生活のしおり」の中で生活の決まりについて周知しているところ、職員研修を通じて意思統一を図った上で、再度在院者に周知することとした。
164	有明高	R3. 3. 17	在院者に対する書類の誤交付事案があったため、在院者に対する書類の管理等について、過誤のないよう、管理体制を見直されたい。	速やかに職員研修を行うとともに、寮長指示を発出するなどして、全職員に対して再発防止に係る注意喚起を行い、情報漏えい防止の徹底を図った。
165	有明高	R3. 3. 17	在院者とのコミュニケーションについて、在院者の誤解が生じないよう、事前に説明をするなど適切な方法を検討されたい。	職員間における在院者の情報共有は、適正かつきめ細かな処遇を行う上で重要な事項である一方、情報管理にも細心の注意を払う必要があることから、職員間の引継ぎを徹底し、在院者の誤解が生じないよう指導を行っていきたい。
166	有明高	R3. 3. 17	地域住民と在院者の交流行事（防災における地域連携を含む。）を再開できるよう、準備されたい。	新型コロナウイルス感染症の動向と上級官庁の指示を踏まえながら、令和3年度においては、実施形態等を再考するなどして感染防止対策に万全を期しつつ、活動の再開に向けて準備を行いたい。
167	有明高	R3. 3. 17	有明高原寮の活動内容・活動実績について、今後も積極的に広報活動を行い、收容者数の増加に努められたい。	令和3年度は、家庭裁判所等への広報のため、定期機関紙を復刊する予定である。また、隣接地域の少年鑑別所に対し、当寮で実施している処遇内容の詳細について広報することで、当寮の処遇の有効性を周知するなどし、関係機関に対して積極的な広報活動に努めることとする。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
168	有明高	R3. 3. 17	在院者の逃走防止策について、再度、検討・確認されたい。	他施設で発生した事案に基づく伝達研修や保安原則等についての確認研修を確実に行うなどし、逃走事故を未然に防ぐべく、基本・原則に沿って勤務するよう周知徹底を図っている。今後も、問題把握と事前対策を怠らず、逃走事案の未然防止に努めたい。
169	有明高	R3. 3. 17	今後も、新型コロナウイルスへの対策を徹底していただきたい。	新型コロナウイルス感染症の動向と上級官庁の指示を踏まえながら、施設全体で感染防止対策を図っていききたい。
170	駿府学	R3. 3. 19	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の視察委員会は結果的に年3回の開催にとどまった。令和3年度は例年どおりの開催ができるよう開催場所の提供を検討されたい。	感染防止対策を講じながら開催に向けて協力したい。
171	駿府学	R3. 3. 19	意見・提案箱の設置場所が適切かどうかなどを含めて利用しやすい環境の整備を検討されたい。	単独室の意見・提案箱については、設置場所を変更してより利用しやすいように配慮しており、引き続き利用しやすい環境を維持していく。
172	駿府学	R3. 3. 19	入浴回数の増加（具体的には週3回）について検討されたい。	週2回の入浴に加え、体育あるいは運動後にシャワー浴を実施していることから、現行のとおり週2回の実施としたい。
173	駿府学	R3. 3. 19	異常気象等にも臨機応変に対応できるよう、夏季においては各種の熱中症対策を、冬季においては各種暖房対策を引き続き実施していただきたい。	引き続き各種の熱中症対策、防寒対策を講じて在院者の健康管理に努めていく。
174	駿府学	R3. 3. 19	手指消毒の実施やマスクの着用、その他感染症対策を徹底されたい。	今後も手指消毒、マスクの着用等、感染症対策を徹底していく。
175	駿府学	R3. 3. 19	不織布マスクを原因とする肌荒れに悩まされているとの意見が出された。例えば、布マスクやウレタンマスクの上に不織布マスクを二重に付けることを認めるなど、柔軟な対応を求めたい。	不織布マスクを原因とした肌荒れのある在院者に対しては、マスクの着用について個々の状態に応じて柔軟な取扱いをしており、今後も継続していく。
176	駿府学	R3. 3. 19	医師から「自然に治る」、「放っておけば治る」などと言われるだけで薬を処方されなかったケースが確認されている。そのため、同じ医療の専門家である医師の視察委員の個別具体的な意見をより尊重して、在院者の医療等に当たるよう検討されたい。	現在の病状に最も適切と判断した治療を行い、病状に変化等があれば速やかに対応するとともに、丁寧に説明している。在院者によっては、病状が軽快であっても、投薬がないと満足できないと被害的に受け取る者もいるため、医師の視察委員の具体的な意見を尊重するとともに、今後も在院者の特性を踏まえて丁寧な説明を行う。
177	駿府学	R3. 3. 19	余暇時間における会話の在り方について、明確なルールを示し、それを徹底することを今一度検討されたい。	会話の在り方については、「生活のしおり」に記載しているほか、オリエンテーションにおいて具体的に説明しているが、更に徹底していききたい。
178	駿府学	R3. 3. 19	訓令上、在院者の髪型は、出院直前に限ることなくスポーツ刈りを選択することは可能であることから、髪型の選択について、入園段階から在院者が選択できるよう検討されたい。	「在院者の保健衛生及び医療に関する訓令」にのっとり、在院者の希望を参酌し、少年院の長が調髪を選択して実施しており、現在の運用を継続したい。
179	湖南学	R3. 3. 16	冬季は居室に暖気が行き届くよう配慮されたい。	廊下に設置された空調から各居室に暖気を取り込ませるため、一定時間居室扉を開放することとした。
180	湖南学	R3. 3. 16	冬季は体育館が寒いため、温かい上着を貸与するなどの措置を検討されたい。	令和2年度から保温性のある素材の上着を在院者全員に貸与した。また、厳寒期に体育館を使用する際は、事前に備付けの暖房により館内を温めておくようにした。
181	湖南学	R3. 3. 16	在院者が自弁で耳かきを使えるよう検討されたい。	在院者の自弁品は「在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令」（平成27年法務省矯少訓第16号法務大臣訓令）に定められているが、耳かきの自弁は認められていないため、頂いた御意見については上級官庁へ伝達する。
182	湖南学	R3. 3. 16	引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の励行を希望する。	マスクの着用、毎日の検温、共用箇所の消毒等を行っているが、今後も有効な対策を検討し、実施していく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
183	湖南学	R3.3.16	在院者の強い希望があるときは、外部診察を活用されることを希望する。	外部診察については、在院者の症状等を含めて、当院の医師が総合的に必要性を検討・判断しており、今後も同様の対応を継続していく。
184	湖南学	R3.3.16	懲戒につながるような措置がなされる場合には、在院者に対し合理的な説明を尽くすよう配慮されたい。	在院者への説明は、反則調査や懲戒の手続を進める過程で、適宜行っているところ、引き続き、在院者が自身の行い等を素直に省みられるよう、説明を尽くしたい。
185	湖南学	R3.3.16	在院者に対し、様々な機会を活用して感染症予防のための社会の動向を教示するよう配慮されたい。	令和2年5月に当院医師から在院者に向けた新型コロナウイルス感染症に関する研修を実施したが、今後も感染症予防のための知識を付与する機会を設けることを検討する。
186	湖南学	R3.3.16	教科テストの合格基準が高いため、在院者の学習意欲向上のためにも、無理のない評価に配慮されたい。	教科テストの合格ラインを安易に下げるとは、学力が低下することにもつながりかねないため、適当ではないと考える。また、学力が低い在院者に対しては、学力向上に向けて個別指導などの対応を行っている。
187	湖南学	R3.3.16	在院者の保護者等が遠方に居住する場合には、テレビ電話等のオンラインによる通信方法の活用を検討されたい。	法令上等の制約があり、一般的な面会・通信にまで拡大することは当院限りでの対応では困難だが、令和2年度、関係者を交えた面接の一環としてテレビ遠隔通信システムを活用した取組を実施した。
188	湖南学	R3.3.16	面会及び電話による通信は、十分な時間を確保した柔軟な運用を希望する。	内規では、面会は30分（電話通信は20分以内）と規定しているが、親子関係の調整や就学・就業に関わる事項等、一定の要件を満たせばそれ以上の時間を設定して実施している。
189	湖南学	R3.3.16	備付書籍について、就労に関連したものを充実させることを希望する。	令和2年度、就労に関連した書籍を27冊調達し、備付書籍として在院者が閲覧できるようにした。
190	湖南学	R3.3.16	意見・提案箱について、在院者の入院後早い段階で周知されたい。	入院時のオリエンテーションや「生活のしおり」を通じて在院者に説明しているほか、質問等があれば随時対応している。
191	湖南学	R3.3.16	視察委員が他の矯正施設の視察委員を兼務することがないよう配慮されたい。	視察委員の選任に当たっては、各関係団体からの推薦を得て行っており、施設限りでの対応は困難であるが、可能な限り、各関係団体の理解が得られるよう努めていく。
192	瀬戸少	R3.3.1	意見・提案箱への投かん数が年間を通じて10通未満と非常に少ない。 意見・提案箱の活用に関して在院者に分かりやすく伝える方法について、令和3年度は視察委員会と瀬戸少年院との間で討議し、令和3年度の途中からであっても改善策を試行することを要望する。	意見・提案箱の活用に関して、頂いた御意見のとおりに、視察委員会と協議の上、実施に努めていく。
193	瀬戸少	R3.3.1	予算に関する問題を含むものであるが、トイレの洋式化の必要性について検討されたい。	集団寮の便器を全て洋式化することについては、予算措置が必要であることから、状況に応じて検討していきたい。
194	瀬戸少	R3.3.1	夜間、休日等のラジオ、テレビの視聴時間を増やすことはできないか検討されたい。	夜間、休日の日課の内容は、ラジオ・テレビ視聴の娯楽はもちろん、自己計画学習、信書の作成又は閲覧等のほか、その他の日課として役割活動、個別面接、集会活動等矯正教育を実施する必要から、ラジオ・テレビ視聴時間を拡充することは、日課編成上困難である。
195	瀬戸少	R3.3.1	出院前に限っては、在院者が頭髪を自由に選べるようにすることについて検討されたい。	大臣訓令（平成27年法務省矯医訓第3号大臣訓令）により、出院前は、「ショートバック刈り」（いわゆるスポーツ刈り）を参考に適当な長さに調髪を行うものとされていることから、出院1か月前の在院者に対しては、理髪業者による調髪を実施している。 なお、衛生面や規律秩序の維持の観点から、出院前以外の在院者については、希望に沿った自由な髪形を選択させていない。
196	瀬戸少	R3.3.1	在院者の社会復帰の準備として、雇用主との事前面接、保護者、家族等との関係調整の実情について、令和3年度についても、紹介していただくことを要望する。	帰住調整に当たり、協力雇用主など関係機関と連携した事例、生活環境の調整に困難を要した事例等、引き続き、社会復帰支援の実情について、視察委員会開催の都度、情報提供していく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
197	愛知少	R3. 3. 26	在院者の頭髪について、入院当初から「オールショート刈り」又は「ショートバック刈り」のどちらかを選択できるよう要望する。	ショートバック刈りは、調髪技術の難度が高いことから専門の業者に依頼しているところ、業者の来院回数や時間に制約があることから現行のとおりとしたい。
198	愛知少	R3. 3. 26	新型コロナウイルス感染防止対策が講じられる環境下において、ストレス解消のため、運動の種類を増やしたり、自由な時間帯に使用できる運動機器を増やしたりするなどし、ストレス解消の方法を工夫するよう要望する。	運動時間帯は、個々の希望によって、筋力トレーニング、縄跳び等を行っている者が見受けられるところ、安全面を考慮しながら引き続き導入について検討したい。
199	愛知少	R3. 3. 26	入浴の回数や時間を増やすことを要望する。	入浴回数や時間は、矯正教育の時間や職員配置及び光熱水量を踏まえて定めているため、現行のままとしたい。
200	愛知少	R3. 3. 26	冷暖房設備の設置を要望する。	暖房については、大型石油ファンヒーターを各寮に増設した。冷房について、令和2年度は、扇風機の終日利用や冷却枕の貸与によって対応したが、今後は、冷房機の居室前廊下や寮内ホールの全設置等を検討していく。
201	豊ヶ岡学	R3. 3. 10	豊ヶ岡学園の矯正教育の特色及びその果たしている役割に鑑み、在院者の減少を理由に、愛知県内の他の矯正施設との統合がなされることのないよう要望する。	短期間の収容施設の強みを生かした、きめ細かな教育活動や地域と密着した矯正教育を継続し、社会にその価値を還元すること（教育・文化・防災等）によって当園が豊明市に存在する意義を示していきたい。
202	豊ヶ岡学	R3. 3. 10	建物の老朽化が進み、耐久性に欠け、危険であるので、早急に建て替え又は建て替えに代わる措置を執り、国の施設として必要な安全性を確保されるよう要望する。	上級官庁に対して、施設の老朽化を説明し、建て替え又は耐震化の措置の必要性について要望していきたい。
203	宮川医少	R2. 8. 7	単独室に空気が循環するよう扇風機等の空調設備の整備を要望する。	単独室に空気が循環するよう、単独寮廊下に扇風機を増設した。
204	宮川医少	R2. 8. 7	在院者から給茶の申出があった際には、水分補給ができるようになるべく速やかに対応することを要望する。	なるべく速やかに給茶をするよう寮勤務に当たる職員に周知した。
205	宮川医少	R2. 10. 22	起床時におけるチャイム及び放送、起床の音楽放送、並びに室内灯の点灯については、統一した順番で行われることを要望する。	早朝の寮内業務を見直し、起床の音楽放送、室内灯の点灯、起床時のチャイムの順番となるよう寮勤務に当たる職員に周知した。
206	宮川医少	R2. 10. 22	居室内で保管している外履きを廊下に設置されたロッカーで保管するよう運用の変更を要望する。	外履きを廊下に設置されたロッカーで保管するよう運用を変更した。
207	宮川医少	R3. 1. 19	水筒の持参及び使用できる場所について、レクルームへの持参及び使用を許可することを要望する。	レクルームへの水筒の持参及び使用ができるよう現在の運用を是正中である。
208	宮川医少	R3. 2. 19	入浴に関し、在院者の羞恥心に配慮した運用を引き続き継続することを要望する。	引き続き在院者の羞恥心に配慮した入浴の運用を継続していきたい。
209	京都医少	R3. 3. 31	早期に移転工事に着手し、移転が完了されるよう、強く要望する。また、移転が完了するまでの間、補修等は十分に実施され、在院者及び職員の生命・身体の安全を図るよう強く要望する。	上級官庁及び関係機関に対して、施設の老朽化及び移転の必要性について引き続き説明していきたい。 また、補修については予算事情が厳しい状況であるが、優先順位を付けて対応していきたい。
210	京都医少	R3. 3. 31	在院者の要望等を聞きながら、在院者が不安を感じないよう、新型コロナウイルス感染防止対策に努められたい。	マスクの着用、検温の実施、日課の縮小、外部協力者の来訪の停止等、政府や自治体のまん延防止措置の動向に応じて対策を行っている。新聞の閲覧のほか、夜間のテレビニュースの視聴も開始し、在院者が最新の社会情勢に触れる機会を設けることで、不安の軽減を図っている。また、保健講話の時間には、看護師等の医療従事者から、感染防止に関する専門的な知識の付与を行っている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
211	京都医少	R3.3.31	夏季のシャワー浴について、お湯で頭から身体全体を石けんで洗えるよう改善を要望する。	夏季期間中、熱中症対策として、入浴日以外の日にはシャワー浴を実施している。具体的には、水泳に参加する在院者は、水泳後にプールサイドのシャワーで、参加しない在院者は、浴場でシャワー浴をさせている。その際、石けんを使用させると一人当たりの時間を要し、続く日課への影響が出ることから、石けんは使用させないこととしたい。
212	京都医少	R3.3.31	夜間のテレビ視聴ができないので、単独室での生活の質の向上という視点から、工夫していただくよう要望する。	令和3年4月から、在院者に対して、余暇の善利用を図らせるとともに、一般的な知識を付与し、健全な娯楽に親しませるためにテレビ及びVTRの視聴を開始した。
213	京都医少	R3.3.31	保護室に収容中の在院者が上げる大声等が、男子単独室に筒抜けの状態であることについて、在院者の尊厳や人権に関わる問題であることから、早急な改善を強く要望する。	施設構造上の問題であり、現施設において根本的な改善は難しいため、早期の移転を上級官庁に要望していきたい。
214	京都医少	R3.3.31	施設の改修は難しい面があるとしても、トイレは日常生活の質に関わる重要な問題であるため、トイレの洋式化には早急に取り組まれるよう要望する。	当院では過去、在院者が便器を破壊する事案が発生しているように、突発的な行動に及ぶ在院者もいることから、全面的な洋式化には慎重にならざるを得ない。現在、在院者の心身の状況や特性などを考慮して、一部居室にて洋式化を図っており、今後も検討していきたい。
215	京都医少	R3.3.31	在院者に対し図書を選ぶ時間を十分に確保されるよう要望する。また、女子寮の図書について、更に検討をされるよう要望する。	図書交換の実情を確認したところ、在院者が新たな図書を選ぶのに使える時間は、男子は10分程度であったのに対し、女子は5分程度であったことから、改善していきたい。
216	京都医少	R3.3.31	規則の変更等については、在院者に対し十分に周知・説明をされるよう要望する。	主要な変更については「生活のしおり」を改訂し、朝礼で告知するとともに、在院者から質問があれば個別に対応している。主要ではない変更や一時的な変更についても、朝礼の場等を用いて口頭で説明を行っている。
217	京都医少	R3.3.31	研修等により職員の専門性等の向上に努められるよう要望する。	研修等の機会を活用しながら、引き続き、法務教官としての専門性の向上に取り組んでいきたい。
218	京都医少	R3.3.31	在院者の要望をよく聴き取り、教科指導に生かしていただくよう要望する。	在院者との面接等を通じて在院者の要望を確認しながら、引き続き、教科指導の充実に取り組んでいきたい。
219	京都医少	R3.3.31	在院者の職業指導についての要望は、在院者の意欲の表れであるから、できるだけ選択肢を確保し、在院者が意欲を持って指導等を受けられる体制を作るよう要望する。	個々の在院者の特性、病状等を踏まえた上で、現在の職業指導科目を設定しているところ、在院者が職業指導を意欲的に受講できるよう、指導等に最善を尽くす。
220	京都医少	R3.3.31	集団寮が実質的に使用されなくなっているが、仮退院後の社会生活を考えると、集団で過ごすことの意味は大きいことから、集団寮で生活できる力を一定程度有する在院者には、集団寮で生活ができるよう要望する。	在院者の処遇については、担当医師の意見等も踏まえた上で処遇審査会の議決を経て決定しており、その結果、現在は全員が単独処遇となっている。そのため、終日の集団処遇は実施していないものの、在院者本人の症状や特性に配慮しながら段階的に集団処遇の日課に参加させており、今後も担当医師の意見等を踏まえ、集団寮の編成を検討することとしたい。
221	京都医少	R3.3.31	守られた環境にある在院期間中に、在院者に対し、できるだけ多くコミュニケーション能力を高める機会を与えるよう要望する。	運動や集会指導などの集団処遇場面だけでなく、外部講師等との面接を通じてコミュニケーション能力の向上を図っているほか、個別担任職員との面接等、日常的な生活場面における指導の充実を図っている。女子寮では集会活動も行き、コミュニケーション能力の向上の一助としている。
222	京都医少	R3.3.31	子育て支援は、妊娠中から始めることが求められるところ、特に在院者は若年であり、退院後の養育環境にも困難が伴うことが多いことから、殊更手厚い支援が必要である。外部の子育て支援機関との連携を取るなど、出産前からの手厚い支援を行うことを要望する。	対象となる在院者に対しては、少年院矯正教育課程に基づいた妊産婦指導を実施しており、引き続き関係機関と連携しながら、対象者への支援を強化していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
223	京都医少	R3. 3. 31	在院者に対し、在院期間中、複数回にわたって視察委員会や意見・提案箱について説明していただいているが、更に説明していただくよう要望する。また、単独室の場合、廊下に置かれている意見・提案箱に入れることは難しいと思われるので、設置場所については改めて検討を要望する。	視察委員会や意見・提案箱に係る説明は、審査期間中のオリエンテーション時や視察委員会当日の朝礼時に説明しているほか、「生活のしおり」への記載等により実施しており、引き続き説明を実施したい。また、単独室の意見・提案箱設置場所については、検討する。
224	京都医少	R3. 3. 31	処遇が困難な在院者への対応のために、職員の業務量が過多になっている様子がかがわれるため、幹部職員は一般職員との意思疎通を十分に行い、業務量が過多にならないよう体制を整えることを要望する。	幹部職員を除く一般職員は全員定時退庁しているほか、年次休暇も定期的に取得できており、職員の業務量が過多になっているとは考えていないが、引き続き職員間の意思疎通を図りながら対応していきたい。
225	京都医少	R3. 3. 31	京都医療少年院から積極的に情報発信するなど、社会からの理解を得るための取組を続けられたい。	新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、引き続き、社会から理解を得るための各種取組を実施していきたい。
226	浪速少	R2. 6. 25	自弁書籍が手元に届くまでの期間が長いようなので、原因を特定し、解決に向けて対応を進められたい。	自弁書籍に関する処理の状況を確認し、担当職員間の事務処理に遅延がないように改善策を講じた。
227	浪速少	R2. 9. 17	在院者が発する信書の通数は、少年院法第102条の規定により制限することができるものの、個々の在院者の実情に応じ、柔軟に対応するようにされたい。	社会復帰と更生のために必要と認められる場合には、制限にかかわらず発信させるなど、柔軟な対応を行っている。
228	浪速少	R3. 2. 17	単独寮の冬季における暖房について、実情を調査して適切に暖房を使用されたい。	単独寮の室温が特段低いわけではないものの、寮内では暖房を稼働させるのみならず、在院者にジャンパーや膝掛け毛布の使用を許可するなど、防寒対策を行っている。
229	浪速少	R2. 10. 29	法務教官による指導基準のばらつきが大きく、在院者から不満が出ているため、施設として集団での指導に配慮し、一貫性を欠いた対応が生じないようにされたい。	首席専門官から、職員朝礼等の機会に具体的な説明を行い、指導内容の統一を図っており、引き続き職員の指導力の向上に努める。
230	浪速少	R3. 2. 17	在院者の多数は、在社会時は毎日入浴していた者も多いようであるので、入浴の回数は1週間に4回以上とされたい。	入浴の回数について、令和2年度から、通年で週3回に増やしているところ、予算上の制約から、これ以上増やすことは困難である。
231	浪速少	R3. 2. 17	マスクの配布枚数について、1日1枚に増やすようにされたい。	令和2年度、マスクの流通が一時的に滞った際に、マスクを毎日交換することが困難な時期があり、内側のガーゼの交換で対応したが、マスクが必要数確保できるようになり、開庁日においては毎日交換するようにしている。
232	浪速少	R3. 3. 24	多様な矯正教育が維持・存続することは重要なことであるため、可能な限り浪速少年院を現状のまま維持されるようにされたい。	頂いた御意見については上級官庁に進達する。
233	交野女	R3. 3. 25	職員が在院者に対し、進級できなかった理由を説明する際、在院者自身がその理由をきちんと理解できているのかについて、在院者の目線で確認されるように努められたい。	これまでも在院者の能力に応じた説明をしているが、御指摘いただいた内容を踏まえ、今後はより一層在院者の理解度を確認しながら説明することとする。
234	交野女	R3. 3. 25	霜焼け予防のための入浴後のドライヤーの使用について再度要望する。少なくとも、他の女子少年院と同様の対応をされたい。	他の少年院とは収容人員、設備等が異なり、当院では保安上の観点からも使用させることは難しい。霜焼け対策として、令和2年度から速乾性のタオルの使用及び居室内で手袋の使用を許可している。引き続き、霜焼け、防寒対策を検討していきたい。
235	交野女	R3. 3. 25	BMI数値が28を超え、その他の要素も加味した上で「肥満という病気」であると医師が判断した 在院者について、一律に主食を半量にする対応は、矯正教育に必要なものとは言えないため、基本的に廃止すべきである。	食事制限については、BMIを基準に一律に食事量を判断しているものではなく、必要に応じて血液検査等を行い、肥満に伴う身体的異常も加味し、医師が全身を詳しく診察した上で総合的に判断している。
236	交野女	R3. 3. 25	子を養育中の職員については、希望すれば、子が小学校4年生を修了するまで、当直勤務が免除されるようすることに加え、配置箇所の適正化に努められたい。	希望者全員に当直勤務を免除すれば、当直できる人数に限られ、他の職員の健康・執務環境に大きな支障が生じるおそれがあることから、管理運営上一律には困難であるが、個別の事情を考慮して判断していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
237	交野女	R3. 3. 25	夏季の暑さ対策及び冬季の寒さ対策として、在院者の寮の廊下にエアコンを設置されたい。	上級官庁に要望していきたい。
238	交野女	R3. 3. 25	職員トイレの適正な増設と配置をされたい。	当院の予算では対応できないことから、上級官庁に要望していきたい。
239	交野女	R3. 3. 25	職員宿舎の老朽化が著しいため、建て替えを強く具申する。	当院の予算では対応できないことから、引き続き上級官庁に要望していきたい。
240	和泉学	R3. 3. 10	入所者に給貸与する物品のうち、パンツは、全品新品を支給することを求める。	令和3年度入院者から全品新品給与を実施する。
241	和泉学	R3. 3. 10	「生活のしおり」について、フォントを変更する、図や絵を使用するなどし、在院者にとって、何がどこに書いてあるのかが分かりやすいよう全体の構成を見直すことを求める。	令和3年度中を目途に、在院者の理解力や資質特性を考慮し、在院者にとってより分かりやすいよう、文章、構成、レイアウト等について全面的に見直しを行いたい。
242	和泉学	R3. 3. 10	ノートパソコンやタブレットに学習支援アプリを入れるなどし、積極的にICT教育を取り入れるようにすることを求める。	学習指導要領が改訂され、ICT教育に係る指導環境等の整備が急務であるところ、多額の予算を要することから、上級官庁に要望していきたい。
243	和泉学	R3. 3. 10	泉南学寮（分院）を含め、どこにどのような書籍や資料が備え付けられているのかを検索することができる仕組みを設けるよう求める。	泉南学寮においては既に実施しており、和泉学園においても、在院者の特性に合わせた書籍の整備、寮間における書籍等の貸出しに係る物品管理上及び保安上の適正さの確保を考慮しつつ、検索システムの構築を慎重に検討する必要がある。
244	和泉学	R3. 3. 10	書籍や資料について、在院者の希望やニーズを把握する仕組みを設けることを求める。	泉南学寮においては既に実施しており、和泉学園においても、必要に応じて、これをしんしゃくできるよう、具体的な方法の検討を行いたい。
245	和泉学	R3. 3. 10	和泉学園内における資格取得について、簿記検定や秘書検定など、現在よりも幅広く資格が取得できるような体制を準備することを求める。	上級官庁において決められている資格以外は、予算、人的・物的資源、時間的制約等を考慮しつつ、昨今の経済・雇用情勢の変化を踏まえ、出院後の就職等に役立つものとなるよう、適宜見直しや入替えを図っていく。
246	和泉学	R3. 3. 10	食事の時間に流す音楽や余暇時間に視聴する映画など、生活に密着する場面で在院者が意見表明できる仕組みを設けることを求める。	在院者の心情安定、教育的風土醸成等の目的を考慮しつつ、在院者の希望に応えることができそうな事柄については、在院者が自主的・主体的に意見を表明できるような機会を増やすことを検討したい。
247	加古川学	R3. 3. 24	新型コロナウイルス感染症対策の実施と併行して施設内行事を実施し、かつ、夏季期間は熱中症予防を徹底して実施するなど、在院者の心身の健康や安全を確保するための対策を講じていた。	令和3年度も、引き続き医務課長（医師）の意見を踏まえ、在院者の健康や安全を確保しながら、行事等の矯正教育を実施していきたい。
248	加古川学	R3. 3. 24	在院者から職員の言葉遣いを改善してほしい旨の要望があったが、施設として速やかに事実確認を行い、職員全体に注意喚起するなどの対応がなされていたので、引き続き速やかに対応されたい。	令和3年度も、引き続き、在院者の人権に関する職員研修を計画し、実行していく予定である。
249	加古川学	R3. 3. 24	在院者の個別のニーズを踏まえたきめ細かい対応を引き続き求める。	これまでと同様に、在院者の個別のニーズに応じた指導や対応を実施していきたい。
250	奈良少	R3. 2. 22	テレビを視聴する際のチャンネルの選定について、在院者の希望を酌んでいただきたい。	在院者に対し、テレビについてのアンケートを実施し、その結果を参考にしてチャンネル指定を実施している。在院者全員の希望に沿うことは難しいが、より一層アンケートの充実を図り、在院者の希望に沿った内容を選定できるようにしたい。
251	奈良少	R3. 2. 22	テレビの視聴について、一つの番組を最後まで視聴できるよう配慮していただきたい。	当院は閉鎖寮であるため居室ごとにテレビコードの回収が必要であり、また、後片付けや用便のための時間として、テレビ視聴時間は、就寝時間15分前の午後8時45分までに設定していることから、視聴時間を延長することができない。
252	奈良少	R3. 2. 22	1か月に発信できる信書の通数を増やしていただきたい。	発信回数については少年院法第102条第2項によって、在院者の発信の通数制限は「4通を下回ってはならない。」と規定されているところ、当院では5通に制限している。限られた人的資源の中で、在院者に対し平等に発信の機会を与え、かつ、できる限り速やかに発信手続きを行うためには、現行の通数制限を維持せざるを得ない。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
253	奈良少	R3. 2. 22	手紙を書く際の筆記具について、黒のボールペン、無地の便箋・封筒に限らず、使用できる備品の選択肢を増やしていただきたい。	便箋・封筒及び文具を制限しないと華美なものや高価なものが多くなり、在院者の家庭間の貧富の差が施設に持ち込まれるおそれがあることから、現行の制限はやむを得ない。
254	奈良少	R3. 2. 22	奈良少年院内で栽培した野菜について、在院者の保護者等に送ることができるような制度を検討していただきたい。	保護者等への野菜の譲渡については、国の予算で種や肥料を購入していることから無償提供は適当ではない。
255	美保学	R3. 1. 8	新型コロナウイルス感染防止の観点のみから面会について過剰な制限を行うことがないように、適宜、面会に対する制限について見直しを行われない。	感染症予防対策等の状況を踏まえて、適切に対応する。
256	美保学	R3. 1. 8	在院者が仮退院後に少年院に対して相談する窓口について、在院者に対し適切な方法で周知されたい。	当院出院者の相談窓口は広島少年院であることについて、口頭及び書面で周知した。
257	美保学	R3. 1. 8	入浴時にバスタオルの使用が可能となるように、各種規則等の改正を行うなど対応を検討されたい。	バスタオルは長いため、自殺の要に供されるおそれが高く、貸与する物品にはしていないが、令和2年度、タオルの所持限度数を1枚増やしていることもあり、十分であると思料する。
258	美保学	R3. 1. 8	農園芸など身体が汚れる作業を行った後には身体を清潔に保つためにシャンプー等の洗浄剤を使用することが許されるべきである。また、低温でのシャワーは在院者の健康を害する可能性もあるため、水のシャワーは原則として避けるべきである。	盛夏季において実習終了後にシャワー浴を行わせているが、健康管理と衛生面を考慮したものであり、温水やシャンプーの使用については通常入浴時で十分に足りるものと思料する。また、水のシャワーについては、盛夏季（気温おおむね28℃以上）に限っている。
259	美保学	R3. 1. 8	備品（剣道の道具や鉛筆ホルダーなど）の有効活用について、今一度検討されたい。	剣道については、令和2年度は有段者など適正な指導者がいなかったため矯正教育課程に組み込まなかった。鉛筆ホルダーについては、在院者も少数であったため、活用せず、鉛筆が短くなれば新品を貸与することとしている。
260	美保学	R3. 1. 8	在院者が職員の指導等を適切に理解することができず、混乱するようなことがあれば、矯正教育の効果に支障を来すおそれがあり、施設職員で連絡を緊密にとり、在院者に対する指導等の内容が均一化されるよう努められたい。	毎朝の教育・支援部門ミーティングや毎週1回開催する寮担任会議等の機会を利用して、指導の統一及び指導内容の均一化に努めている。
261	美保学	R3. 1. 8	夕食の時間が午後5時からとなっているが、翌朝強い空腹感を感じる在院者がいることを踏まえれば、改善を検討されるべきである。	前向きに検討すべき事項と思料するが、夕食の時間を遅くすることで、非常勤職員（調理職員）の勤務時間についても問題が生じ、保安上職員配置を増員させなければならないことや、職員に超過勤務時間を命じなければならない、超過勤務時間の削減を妨げることから、対応は困難である。
262	岡山少	R3. 3. 25	夕食の時間帯が午後5時からという点は早いと言わざるを得ないので、少しでも開始時刻を遅らせるよう検討されたい。	在院者の配食・喫食の時間帯は、反則行為が生じやすい現状にあるところ、夕方及び夜間の時間帯における職員配置を増やすことができないことから、これ以上喫食開始時間を遅らせることは困難である。
263	岡山少	R3. 3. 25	食事のレパートリーを増やすことについて検討されたい。	嗜好調査の結果も踏まえ、混ぜご飯の回数を増やしたり、新メニューを追加したりするなどして、充実を図りたい。
264	岡山少	R3. 3. 25	食事時間に流す音楽について、クラシックのオルゴール演奏ではなく、歌詞付きの音楽を流すことを検討されたい。	食事時間を含め、在院者の生活全般にわたる場面において、歌詞付き音楽を流すことを検討する。
265	岡山少	R3. 3. 25	体育指導で団体競技（ソフトバレーボール）を取り入れていることについて高く評価する。来年度以降も積極的に進めていただきたい。	まずはソフトバレーボールの継続的な実施を推進したい。
266	岡山少	R3. 3. 25	備付図書の種類を増やすことを検討されたい。	予算事情も勘案しながら、計画的に書籍の充実に取り組んでいく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
267	岡山少	R3. 3. 25	職員による在院者への呼び捨ては避けていただきたい。	在院者を「さん」又は「くん」付けで呼ぶことについて、職員研修等機会あるごとに周知徹底しており、職員の意識の定着が図られていると認識しているが、更なる徹底に向けて意識付けを行っていく。
268	岡山少	R3. 3. 25	差入れ図書の閲覧許可等の事務手続に時間が掛かり過ぎていると思われるので、可及的速やかに閲覧がなされるよう努力されたい。	現在、平均すると、差し入れられてから3週間程度で閲覧となっている。図書の審査については可能な限り速やかな処理を行っているが、いたずらに性的刺激を助長するような写真週刊誌や官能小説などを差し入れる保護者等も少なくなく、個別審査に時間を要している実情もあることから、現時点でこれ以上短縮させることは難しい。
269	岡山少	R3. 3. 25	新型コロナウイルス感染症対策の一環として通常の直接対面による面会を中止し、テレビによる通信を実施している状況にあるが、リモートで実施するならば、保護者等が最寄りの施設に赴いて通信が行えるよう検討されたい。	感染症対策を強化した上で直接対面による面会が実施できるよう環境整備を図る。 なお、現在行っているのは、テレビによる通信であっても、当院内の面会待合室と面会室の間をビデオ回線で結び実施しているものであり、遠隔地間におけるテレビを介した通信については、当院のみでは実現できないため、頂いた御意見については上級官庁に伝達する。
270	岡山少	R3. 3. 25	岡山少年院の体育館は立地的にも災害発生時の地域住民の避難場所として活用されるべきと考えるが、冷房設備がなく夏場はしゃく熱状態となっているので、冷房設備を設置するよう努力されたい。	体育館への冷房設備の設置には多額の予算を要することから、当院限りでは対応が困難であるため、頂いた御意見については上級官庁へ進達する。
271	広島少	R3. 3. 2	冷暖房の設置について、在院者の健康に配慮するために最優先課題として、寮には順次整備され、毎年度改善されてきている。今後も、生活領域における広い範囲、特に居住スペースに至るまで冷暖房を充実されたい。	ここ数年間で寮舎ホールへのエアコン設置を実施した。居室、廊下等広範囲な箇所へのエアコンの設置については、予算上の制約、電気容量等の問題も含まれることから施設独自での実施は極めて困難であるため、引き続き上級官庁に対して要望していきたい。
272	広島少	R3. 3. 2	危機予防のための規則やマニュアルの整備について、危機予防マニュアル案については、職員による不適切処遇が発覚した際の具体的な手順、例えば他の職員による不適切処遇を見聞きした職員は、具体的に誰に報告して組織的に報告するのか、上司への報告など現に存在するすべての報告方法を明記することを求める。	不適正処遇の防止については、上級官庁から発出されている通達、通知等に加え、当院における服務規程を整備している。 職員に対しては、法令の周知のほか、各種不適正処遇防止に関する研修、他施設における不適正事案等の紹介を通じて、注意喚起に努めている。 また、在院者に対する不適切処遇が発生した際、それを認知した職員、その監督者等、全ての職員に職務上の報告義務があることを注意喚起することに加え、自主的に報告しやすい体制とするため、職員に対する面接の積極的な実施や各種相談制度の紹介及び掲示を行っている。 さらに、幹部職員が定期的に在院者に直接面接するなどし、不適切な処遇の有無を早期に把握するよう努めている。 引き続き危機予防について積極的かつ効果的な働き掛けに努めるほか、マニュアルの整備を図っていきたい。
273	広島少	R3. 3. 2	施設敷地内での喫煙禁止について、職員は在院者に対し喫煙禁止を指導する立場にあることから、特に在院者に不平・不満等を抱かせないような指導をすべきであり、また、外部からの来訪者に対しても理解や協力を求め、敷地内での喫煙防止は維持・徹底されるべきである。	職員に対する禁煙指導を継続して行うとともに、外部からの来訪者に対する敷地内での喫煙防止の在り方については、今後検討する。
274	広島少	R3. 3. 2	退院前アンケート結果の活用について、生活面についても、職員の対応についても、改善を求める意見はあるものの、肯定的な評価も多数見られる。例えば、前者については、食事がおいしく栄養バランスも良かった、学習面・運動面ともに充実しており、健康的な生活が送れたなど、後者については、熱心、真摯、親身に相談に乗ってくれたなどの意見も多い。 在院者との良好な関係を保つために、肯定的な評価についても職員内で周知されたい。	退院前アンケートのまとめを全職員に回覧し、周知した。今後も積極的に活用したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
275	広島少	R3.3.2	面会について、更生に向けての支援者となりうる者（教員のみならず家族や弁護士なども含む。）との面会は、土日・祝日も可能とし、面会時間を原則1時間とするなど、より柔軟な対応とされたい。	面会について、少年院法等に沿って運用を行っているところ、必要に応じて面会時間を延長した特別面会や、電話による通信を積極的に実施するなど、柔軟な運用を行っている。令和元年度については実績がないものの、平成30年度には対面会者の個別事情により、土日に面会を行った実績があり、引き続き個別の事情も踏まえながら、対応したい。
276	広島少	R3.3.2	新型コロナウイルス感染防止対策として、在院者の保護者らの居住地付近の少年院と、保護観察所や少年鑑別所をつないで、リモートでの電話面会や顔の見えるウェブ面会の導入など柔軟な実施も検討されたい。	保護観察所の協力を得てテレビ会議システムを用いた保護観察官との面接の際に保護者を同席させている。引き続き個別の事情も踏まえながら、対応したい。
277	広島少	R3.3.2	食事について、夕食の時間が早すぎて夜間空腹でつらいとの意見が多く見られたため、できる限り開始時刻を遅らせることを検討されたい。	在院者の日課、職員の勤務体制等を踏まえ、できる限り意見に沿った対応が実施できるよう検討したい。
278	広島少	R3.3.2	異性職員配置に対する配慮について、退院後の社会環境からすれば、異性職員の配置には意味があると思われるが、性非行により入所している在院者や性被害を受けた経験がある在院者もいることから、その感情、心情等に配慮した上で行われたい。	在院者の特性等を踏まえ、心情面にも配慮し、適切かつ慎重に異性職員の配置を行っていきたい。
279	丸亀女	R3.3.9	水虫にり患している在院者について、医療上の必要が認められる場合は五本指ソックスの使用を認めるよう要望する。	医師が医療上必要であると判断した場合につき、少年院法第61条及び少年院法施行規則第37条第5項第3号に基づき対応する。
280	丸亀女	R3.3.9	体調不良（頭痛等）を訴えても医師の診察を受けることができないとの訴えがあったことから、柔軟な対応を要望する。	医師の診療時間内の申出は、原則として、医師による診察を実施している。医師の診療時間外の申出は、当該在院者の主訴を聴取し、必要があれば医師に連絡の上、指示を仰ぎ対応しているほか、備薬で対応している。
281	丸亀女	R3.3.9	入院前は定期的に皮膚科を受診していたにもかかわらず、丸亀少女の家では支給品の肌用クリームのみで対応するよう指示されたとの訴えがあったことから、入院前の外部医療機関への通院・投薬等も踏まえた柔軟な対応を要望する。	医師が診察の上、必要があれば軟こうを処方するなど必要な措置を講じている。
282	丸亀女	R3.3.9	運動時間の十分な確保及び運動内容の選択肢を増やすことについて引き続き検討されたい。	運動時間については、少年院法施行規則第29条第2項の規定に従い確保している。運動内容については、従前、バドミントン、フラフープ、テニス、ソフトバレーとしていたところ、令和2年度から、ドッジビー、バランスボード、一人用テニスを追加するとともに、在院者本人の希望により、ランニングやストレッチを選択することも可能であり、運動内容の充実に努めている。
283	丸亀女	R3.3.9	身体的事情等により、特定の競技に参加困難な在院者について、代替措置として十分な運動の機会を与えるよう配慮されたい。	身体的事情等により、集団や特定の競技に参加困難な在院者がいる場合には、個別に対応している。
284	丸亀女	R3.3.9	担任教官による面接時間が短いとの意見があったことから、本来のスケジュールどおりに実施できなかった場合は別日に機会を設けるなど、面接の機会を十分に確保するよう要望する。	職員による面接は、「丸亀少女の家少年院矯正教育課程」に定める「週間標準日課表」に基づき、おおむね月に7回又は8回実施しており、うち担任教官による面接は2回ないし4回程度担保されている。週間標準日課表どおりに面接が実施できなかった場合、別の日に面接時間を確保することとしているが、引き続き配慮したい。
285	丸亀女	R3.3.9	在院者の役割活動が在院者の過度の負担となることのないよう、收容人員に応じた適正な役職の配分について配慮されたい。	在院者による役割活動は、矯正教育の5つの柱のうちの1つ「特別活動指導」として、自主性・自立性及び責任感を養うことを目的として実施しているものであるが、在院者個々の抱える特性を考慮するなど、過度な負担とならないよう、收容人員の減少も踏まえ、役割の業務内容及び業務量を調整しているところであり、引き続き、適切な役割配分について配慮したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
286	丸亀女	R3. 3. 9	資格取得を希望する在院者については早期に教材を支給し、在院者が自由時間等に自習に取り組めるよう配慮されたい。	在院者が資格試験を受験することが決定した場合、決定した時点から、おおむね1週間以内に教材を支給している。 なお、余暇時間に在院者が資格取得に向けた学習を希望した場合は、参考書や問題集などを学習用図書として所持させている。
287	丸亀女	R3. 3. 9	新型コロナウイルス感染症対策に伴い、昼食面会、宿泊面会、行事等家族との交流の場の中止・制限をせざるを得ない場合は、代替措置を十分に検討されたい。	令和2年度においては、緊急事態宣言下の地域に在住する保護者が多数おり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、計画していた行事の中止を余儀なくされたため、代替措置として面会時間の延長や電話通信の積極的な運用を実施した。令和2年12月には、感染拡大防止対策を講じた上で、保護者参加型プログラム（「なぎなた」）を実施しており、引き続き柔軟に対応していきたい。
288	丸亀女	R3. 3. 9	ラジオ番組視聴の選択肢を増やしてほしいとの要望があったことから、在院者の希望を考慮した上でプログラム、番組を選定されたい。	ラジオ番組視聴については、令和3年3月から、在院者の嗜好を把握しつつ、複数の局を視聴できるよう日替わりで選局することとした。
289	松山学	R3. 3. 20	職員間による指導内容の統一及び在院者への個々の理解力に合わせた丁寧な指導を実施されたい。	在院者への指導内容については、毎週1回、寮担任会議を実施し、指導の進度や在院者の理解度を確認して、職員間の意識の統一を図っている。 また、在院者個々の特性について、各種ミーティング等の機会を通じて情報共有を図るとともに、幹部職員が処遇上の留意事項について指示するなど、個別具体的に処遇を実施している。
290	松山学	R3. 3. 20	入浴について、土曜日又は日曜日の入浴又はシャワー浴を実施されたい。	夏季については、土曜日又は日曜日の発汗を伴う運動等の後に入浴又はシャワー浴を実施しているところ、冬季についても、同様の実施を検討する。
291	松山学	R3. 3. 20	食事の量について、個々の在院者の体調や体格に応じ、柔軟に調整できるような方策を検討されたい。	主食、副食ともに、一日当たりの標準栄養量が「矯正施設被收容者食料給与規程」（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）及び「被收容者に対する通常と異なる食事及び湯茶以外の飲料の支給について」（平成18年法務省矯医第2085号矯正局長通達）で定められており、体格等に応じた給与を実施している。また、在院者自らが自身の体調等に応じて、喫食時に量を減らすことは可能であり、今後も適切に運用していく。
292	松山学	R3. 3. 20	食事への異物混入がないよう注意されたい。	異物混入については、調理、配食時ともにキャップ及びマスクを着用しているほか、調理時、配食時に加えて、運搬時においても目視で確認を行っている。今後も異物の混入がないよう徹底していく。
293	松山学	R3. 3. 20	夕食の時間について、仮退院後の社会生活と大きな差が出ないように変更されたい。	食事の時間帯については、食中毒防止の観点から、調理後速やかに食事を提供する必要があるところ、現状から夕食の調理時間を繰り下げた場合、職員配置及び勤務時間の理由から実施は困難である。
294	筑紫女	R2. 7. 1	令和元年度中の会議において要望していたおりものシートの支給について、改めて検討されたい。	自弁品として購入可能な品物として、おりものシートを追加した。
295	筑紫女	R2. 7. 1	入浴後の髪の乾燥について、タオルドライに関する説明及び指導を十分に行われたい。	タオルドライの使用について、口頭での説明に加えて、イラスト入りの説明用紙を各寮に備え付けるとともに、浴場の脱衣所に掲示した。
296	筑紫女	R2. 7. 1	進級式の表彰の際の賞状の取扱いにおいて、在院者の氏名が他の在院者の目に触れることがないように、運用を改められたい。	表彰対象者全員分の賞状を盆に入れず、表彰対象者ごとに賞状を盆に入れる運用に改めた。
297	筑紫女	R2. 9. 17	日焼け止めクリーム不足について、改善を検討されたい。	従来の支給に加えて自弁品として購入できるようにした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
298	筑紫女	R2. 11. 25	単独寮における書籍の入替え頻度を増やすよう検討されたい。	集団寮と同じ2か月に一度書籍を入れ替える運用に改めた。
299	筑紫女	R2. 11. 25	在院者の入浴の際にボディソープを使いたいという在院者の意見について、皮膚医学の観点から、石けんの泡立て方等について説明することを検討されたい。	口頭での説明に加えて、ボディタオルを使用した石けんの泡立て方について写真入りの説明用紙を各寮に備え付けるとともに、浴場の脱衣所に掲示した。
300	筑紫女	R3. 1. 6	手洗いの際の石けんの泡立て方について、在院者へ説明するとともに、説明用紙の掲示場所を洗面場とするよう検討されたい。また、説明用紙の漢字に振り仮名を付けるよう改善されたい。	口頭での説明に加えて、手を利用した石けんの泡立て方について写真入りの説明用紙を用意し、集団寮については洗面場へ掲示を、単独寮については各居室備付けファイルへの編綴を実施した。また、説明用紙の漢字に振り仮名を付けた。
301	筑紫女	R3. 1. 6	衣体検査の際に、職員が他の在院者の靴下等を触った手で別の在院者の検査を行うことについて、衛生面に配慮した方法の改善を検討されたい。	在院者一人一人の衣体検査の前後に職員が手指消毒を行うよう改善した。
302	福岡少	R3. 2. 26	適切な人員配置を維持し、在院者の意見及び視察委員会との協議に基づく意見を取り入れながら、在院者の更生に資する環境整備を要望する。	在院者及び視察委員会の意見を取り入れながら、在院者の更生に資する環境整備に努めたい。 なお、職員の人員配置の維持に関して頂いた御意見については上級官庁に報告する。
303	佐世保学	R3. 3. 10	寮内の防寒対策として、各居室前廊下に業務用ストーブを設置し、各居室に暖気を送る措置を講じていただいたところであるが、廊下のストーブから遠い居室は暖気が十分に伝わらないことから、各居室内への暖房器具設置について検討されたい。	寮内の各居室5部屋へのストーブの設置を検討したところ、予算の制約（灯油消費量の増加）及び保安面から困難であるとの結論に至った。また、ストーブに代わる電気供給のエアコンの設置を検討したものの、施設の建物が古く、令和元年度に集団寮ホールに50畳対応の業務用エアコンを導入した影響により、電気設備の対応可能総容量が足りず、各居室内へのエアコンの設置は困難であることが判明した。引き続き、気候や在院者からのニーズを勘案し、防寒着の増貸与等を検討していく。
304	佐世保学	R3. 3. 10	在院者に霜焼けの症状が発現した場合に、職員に遠慮して申出が遅れることが懸念されることから、速やかに医務診察が受けられるよう助言・指導されたい。	霜焼けの症状が発現した場合には、速やかに申し出るよう指導している。また、爪の検査等において検査職員が霜焼けの症状を認めた場合には、医務課職員に確実に伝達するよう注意喚起した。
305	佐世保学	R3. 3. 10	在院者から、夏季期間の就寝時に貸与されている冷却剤のサイズが小さいとの意見があったことから、大きなサイズのものに改善されたい。	来夏までに枕サイズの大きな冷却材（冷却持続時間10時間以上）に更新・整備する。 なお、冷却剤貸与のほか、扇風機の使用時間延長及びい草製の「寝ござ」の貸与を実施している。引き続き、気候や予算の状況を勘案しながら、より効果的な冷涼対策を検討していく。
306	佐世保学	R3. 3. 10	在院者から、寒い時期に食事が冷えていることがあるとの意見があったことから、温かい食事が提供されるよう保温方法を改善されたい。	実情を調査したところ、調理済の食事については、調理担当職員が食器に盛り付け後、アルミ製の容器に入れて保温機器にて保温する取扱いとなっていたが、近年の収容人員の減少を背景に、調理担当職員が各寮への食事の運搬の際、収容人員の少ない寮の食事はアルミ製の容器ではなく、プラスチック製の容器に入れていたことで、食事が冷めやすくなり、結果的に冷めた食事が提供された経緯があったことが判明した。そうしたことから、収容人員によらず、必ずアルミ製の保温容器に入れて保温するよう調理担当職員に周知徹底した。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
307	佐世保学	R3. 3. 10	在院者から、夕食の時間が早過ぎることから、朝食前の時間まで空腹に耐え難いとの意見があったことから、夕食の時間を30分程度遅らせることについて検討されたい。	午後5時以降は当直勤務体制に移行するところ、夕食の片付けに要する時間、職員の負担等を考慮すると、夕食の時間を遅らせることは困難である。
308	佐世保学	R3. 3. 10	在院者の保健・衛生の確保のため、入浴回数を増やすこと又は夏季期間中のシャワー時間を延長することについて検討されたい。	高密度で編成された矯正教育の日課を適切に実施する上で、入浴回数を増やすことは困難である。夏季期間（おおむね6月から10月）は、週2回の入浴に加えて、運動（体育指導を含む。）及び職業指導終了後、必ずシャワー浴を実施している。シャワー時間を延長すると以後の日課に支障を生ずる懸念があるものの、在院者数に応じてシャワー時間を設定するなど、引き続き在院者の生活環境向上に向けた検討を行っていく。
309	佐世保学	R3. 3. 10	乾燥肌の在院者がいることから、加湿器の設置を要望する。	集団寮に加湿器を1台設置した。 なお、乾燥肌の在院者に対しては、常勤医師による診断を経て、処方薬の投与で対応しており、常勤医師の診断によっては加湿器の個人貸与を検討する。
310	佐世保学	R3. 3. 10	在院者から、出院後の就労のために役立つ書籍を増やしてほしいとの意見があったことから、対応について検討されたい。	在院者用の書籍の購入については、毎年度、予算を確保しており、購入前に在院者に対しアンケート調査を実施している。特に、在院者の改善更生に資する書籍を一定数購入することとしており、今後も在院者のニーズを踏まえて書籍を購入する。
311	佐世保学	R3. 3. 10	在院者から、職員の中に在院者のことを「お前」と呼ぶなど乱暴な言葉遣いをする職員がいるとの意見があることから、改善を希望する。	在院者に対して「お前」等の誤解を生じさせる言葉を使わないよう朝礼で注意喚起を行うとともに、在院者を呼ぶ際には名字に「君」を付けて呼ぶことを徹底するよう指導した。今後も注意喚起や職員研修を積極的に行っていく。
312	佐世保学	R3. 3. 10	在院者から、規律違反の疑いに係る調査の判断基準が不明確であるとの意見があったことから、改善を希望する。	遵守事項は、少年院の規律秩序の維持や在院者の人権を保障するため、非常に重要であることから、在院者によって理解の差異が生じないように丁寧に指導している。また、規律違反行為の疑いから「調査」が必要な場合には、すぐに「調査」に取り掛かるのではなく、関係者や在院者本人に事情を確認するなど、丁寧な手続を行っており、今後も継続していく。
313	佐世保学	R3. 3. 10	在院者から、職員によって指導内容が異なるとの意見があったことから、在院者が混乱しないよう、改善を希望する。	在院者に対する指導について、全職員に対し、不明な点があれば他の職員に対応を確認すること、在院者の言い分を丁寧に聴くこと、命令口調での指示を避けること等、在院者が指導に戸惑うことがないように、情報共有の徹底と一貫性のある指導を行うよう注意喚起を行った。
314	佐世保学	R3. 3. 10	視察委員会の開催頻度について、現在の3か月に1回程度という頻度では、在院者からの意見・提案に対して迅速に対応できないおそれがある。視察委員会が開催されない月において意見・提案箱の開扉の必要性が生じた場合、施設職員から視察委員に連絡をいただき、視察委員が早期に施設を訪問して、意見・提案箱を確認することについての是非を検討されたい。	意見提案箱は、視察委員以外の者が開いてはならず、視察委員会から求めがあったときは、これを開くことができるとされているところ、視察委員会が開催されない月における、意見・提案箱の開扉の頻度、開扉・確認の方法、視察委員会への連絡方法等については、今後、協議・検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
315	人吉農	R3. 3. 4	今般の自然環境や保健・衛生の観点から、現在の暑さ、寒さへの対策が、一般社会と照らし合わせて相応なものになっているかについて検討し、改善を図られたい。	今般の猛暑等による居住環境の悪化に対しては、医師の助言を得つつ、夏季・冬季のエアコン使用時間の拡大、防寒用具の拡充、夏季のシャワー浴の頻度増加等の対策を実施しており、保健・衛生的な観点からも著しく逸脱しているとは認識していない。今後も適切な居住環境の整備に努める。
316	人吉農	R3. 3. 4	在院者から信頼を得られるよう、職員に対する教育について具体的な内容・方法を検討されたい。	職員に対する教育については、様々な職員階層、テーマ方法等によって計画的かつ臨機に実施しており、今後も最新の知見を導入する等の工夫を加えて、より実効性のある研修を実施していく予定である。
317	人吉農	R3. 3. 4	新型コロナウイルス感染防止対策について、ワクチン接種範囲の拡大等の変化があることを踏まえて、今後の対応及び対応の変更について具体的に検討されたい。	新型コロナウイルス感染症対策としては、上級官庁からのガイドラインに基づき、医師の助言を得つつ、マスク着用、飛沫感染防止シート設置、消毒用物品の拡充等適切に対応しているところであるが、今後もワクチン接種を含め、社会や地域の状況に応じ、上級官庁の指導や医師の意見を得つつ、適切に進めていく予定である。
318	人吉農	R3. 3. 4	保護者等の援助が見込めない在院者の高校卒業認定試験受験のための学習機会の確保について具体的に検討されたい。	学習のための書籍等については、定期的に購入・更新し、社会的な実情に合うものをそろえるよう努めている。また、個別事情に配慮し、必要な矯正教育の実施に影響したり、施設全体の平等性を失ったりすることがないように、学習環境の整備、費用の国負担等学習機会の確保に努める。
319	人吉農	R3. 3. 4	保護者等の援助が見込めない在院者の退院後の就労支援等について、具体的に検討されたい。	現在も、就労支援について、在院者の必要性に応じて、在院中の就職面接や職場見学などを積極的に実施しているところであり、今後もコレワーク等のサポートを得つつ、社会復帰に係る各種支援を進めていく予定である。
320	中津少	R3. 3. 16	新型コロナウイルス感染拡大防止策が在院者の生活、面会等にマイナスの影響を与えることも懸念されたが、現在のところ、処遇には目立った悪影響は認められない。他方、運動会の中止、中学卒業式等における外部者招待の取りやめ、点字テープの図書館で行う贈呈式の中止等、在院者の更生意欲を醸成する機会が減少したことは確かであることから、今後は在院者の更生意欲がそがれないよう工夫されたい。	新型コロナウイルス感染のリスクに鑑み、行事の開催に当たっては、参加者間の距離を空けること、参加者のマスク着用や検温の徹底等感染対策を講じた上で実施している。今後も、在院者の更生意欲が喚起されるように更なる工夫をして、行事等を開催したい。
321	中津少	R3. 3. 16	入浴回数の増加については、相変わらず在院者からの要望が絶えない。中津少年学院では、夏季は温水シャワーを含めて週3回の入浴が行われており、その他冷水シャワーの使用も可能であるが、一方で、冬季はいまだ週2回にとどまっている。 これが全国的な標準回数であることは承知しているものの、毎日入浴するという日本社会の慣習を考慮すると、上記回数では少ないと言わざるを得ない。当視察委員会としては引き続き改善を検討されたい。	在院者の1週間当たりの入浴回数については、在院者の衛生面、矯正教育その他起居動作の時間の確保、予算面での影響等を総合的に検討し、矯正教育その他起居動作の時間の減少が最小限にとどまるように日課を編成して、実施のめどが立ったことから、令和3年5月中旬から週に3回の入浴実施を行うこととした。 また、夏季期間は、職業指導の作業内容等により、引き続き適宜シャワー浴や水泳指導を実施し、日曜日以外は必ず水浴の機会を確保する予定としている。 おって、冬季における霜焼け防止のための寮舎での手足の温浴等、在院者がより衛生的な生活ができるよう工夫したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
322	中津少	R3. 3. 16	<p>在院者に対する一部職員の態度が不適切であるとの意見が在院者から寄せられた。規律及び秩序維持のためには厳格な指導やき然とした態度が必要であることは否定しないが、中津少年学院の在院者はそのほとんどが発達障害等を抱えており、職員の言葉遣いや態度に対して過敏に反応することが多く、これが在院者の更生に悪影響を及ぼすことがあってはならない。</p> <p>以上の点を是正するため、研修会等の開催を通じて全職員に注意喚起を行うことを要望する。</p>	<p>知的障害、発達障害等の障害特性のある在院者に対して、特に丁寧で分かりやすい指導が必要であることから、全職員への研修のほか、転入職員や若年職員を対象とした研修など、十分な研修効果が上がるように工夫しながら各種研修を行っている。今回、視察委員会に寄せられた在院者の意見についても職員に周知徹底しており、引き続き職員の意識向上に努めたい。</p>
323	中津少	R2. 7. 2	<p>在院者から、進級式の際、フルネームで呼ばないよう意見が寄せられた。確かに、名前は重要な個人情報であり、出院後の再犯防止等のために在院者同士の個人情報の交換は厳しく制限されていることからすると、他の在院者の前でフルネームで呼ぶことは好ましいことではない。名字だけで呼ぶことを検討されたい。</p>	<p>SNSの普及などで、フルネームが分かればインターネット上で簡単に検索でき、交友関係が形成されて再非行のリスクが高まるなど、出院後の社会復帰の妨げとなるおそれがあることから、進級式等で名字だけで呼ぶことに加えて、寮内居室前の名札や生活、指導場面での呼び方についても、名字だけとすることとした。</p>
324	中津少	R3. 3. 16	<p>在院者から自弁品の範囲を広げてほしいとの要望が寄せられている。自弁品については、在院者の家庭の経済格差が如実に表れるおそれがあることから無制限に認めることができないのはもちろんである。しかしながら、例えば、色柄物の下着やハンカチなどを所有・使用することは、社会通念上むしろ一般的なことであるという実状を鑑みると、適切な制限とは言えない。在院者と同年代の一般的な生活状況を調査した上で、自弁品の範囲拡大を検討されたい。</p>	<p>自弁品の許可範囲については、一般社会における同年代の者の使用状況、公平性、衛生管理等様々な観点から許可基準を定めている。頂いた御意見を踏まえ、引き続きタオルや下着の色柄及びその他の許可基準について検討を行い、社会通念からかい離しないよう適切な運用に努めたい。</p>
325	中津少	R3. 3. 16	<p>令和2年度の第1回視察委員会は令和2年7月2日に開催されたが、第1回目の視察委員会としては遅すぎると思われる。委員任命手続の問題も絡むと思われるが、任命を見越した柔軟な日程設定を希望する。</p>	<p>令和2年度においては、2名の視察委員会委員が6月1日付け任命であったため、6月中の開催に向けて各委員と日程調整したが折り合いが付かず、7月2日に開催された。</p> <p>今後も、任命のタイミング等を見越して、極力早い段階から日程調整を進め、早期開催に向けて協力したい。</p>
326	大分少	R3. 2. 22	<p>職員との面談において、視察委員会と施設の間で交わされた質疑応答等の内容について、可能な範囲において知りたいとの意見があったことから、秘匿すべき情報を除き、議事録等を職員に開示願いたい。</p>	<p>議事録について、内容を精査した上で全職員に開示することとした。</p>
327	沖縄少	R3. 3. 26	<p>沖縄少年院において、在院者に毎日入浴させられたい。</p> <p>なお、全少年施設が入浴を毎日実施することについては、各施設の運用に委ねるのではなく、法務省としてその必要性を理解し、予算編成及び運用を検討されたい。</p>	<p>当院では、令和2年度から毎日、入浴又は短時間のシャワーによる洗体・洗髪を実施し、法令に従い在院者の入浴等を行っている。全少年施設が毎日入浴を実施するようにすべきとの御意見は、当院限りでは対応できないため、上級官庁に伝達する。</p>
328	沖縄少	R3. 3. 26	<p>「生活のしおり」の内容や施設の運用について、在院者への丁寧な説明を徹底されたい。</p>	<p>沖縄少年院、沖縄女子学園ともに、従前から「生活のしおり」の内容等について、相応の時間を掛けて在院者に丁寧な説明を行っている。在院者の理解が深まるよう、より一層細やかな説明を継続的に実施していく。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
329	沖縄少	R3. 3. 26	<p>据置型消毒液噴霧装置の設置継続の是非について調査されたい。</p> <p>なお、調査については、一施設に任せるのではなく、本件装置を全国に設置した法務省の責任において、その合理性について、医学的知見を有する第三者の専門家による調査を行い、設置継続の是非を判断されたい。</p>	<p>法務省が責任をもって、据置型消毒液噴霧装置を施設に設置した合理性について、医学的知見を有する第三者の専門家による調査を行い、設置継続の是非を判断すべきであるとの御意見については、上級官庁に伝達する。</p>
330	沖縄少	R3. 3. 26	<p>視察委員会が実効性のある活動を行うためには、少なくとも年6回程度は会議を開催すべきであるため、今後も視察委員会が必要な回数の会議を開催することができるだけの予算措置を講じるよう検討されたい。</p>	<p>視察委員会の開催に要する予算の増額措置については、当院限りでは対応できないため、頂いた御要望については上級官庁に伝達する。</p>